

**第4回社会保障審議会少子化対策特別部会  
保育第二専門委員会**

- 1 日時 平成21年10月30日（金） 17：00～19：00
  
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館1階 共用108会議室
  
- 3 議題 新たな次世代育成支援のための保育制度について  
・参入の仕組みについて 等
  
- 4 配付資料  
資料1-1 参入の仕組みについて  
資料1-2 参入の仕組みについて 参考資料  
参考資料1 坂崎委員提出資料  
参考資料2-1、2-2 菅原委員提出資料  
参考資料3 西田委員提出資料  
参考資料4-1、4-2 地方分権 第3次勧告関係資料

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 第4回社会保障審議会<br>少子化対策特別部会<br>保育第二専門委員会 | 資料1-1 |
| 平成21年10月30日                          |       |

# 参入の仕組みについて

## 基本的な考え方

- 新制度体系においては、公的保育サービスについて、保育を必要とするすべての子どもに例外ない保育を保障するとともに、市町村にサービス提供確保の義務を課すこととしている。
- 保育の需要の拡大に充分対応するためには、質の確保されたサービスのスピード感ある拡充が図られることが必要。  
そのためには、制度上、多くの質の確保された事業者が、サービスを担うことができるとともに、安定的にサービスを提供する仕組みを確保することが必要。

## 指定の仕組みの必要性

- 新制度においては、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づけることを前提となる。
- これらの多様なサービス類型を費用の支払いの対象とするためには、一定の客観的な基準が必要である。
- また、利用者の立場からすると、公的保育サービスの対象となる事業者がどの事業者なのか、区別できる仕組みが必要である。
- 具体的には、他の社会保障制度(医療、介護、障害)においても、一定の基準を満たした事業者を行政が「指定」することにより、一定の基準を満たした事業者の提供したサービスに必要な費用が給付される仕組みがとられている。
- 新しい保育の仕組みにおいても、客観的な基準を満たしている事業者について、都道府県が指定する仕組みとすることが必要ではないか。

## 指定の法的性質

- 医療保険制度や介護保険制度等における「指定」の仕組みは、都道府県知事等(指定権者)と病院等(事業者等)との間の公法上の契約とされている。指定を受けた事業者は、当該指定の条件となっている基準を遵守して、サービスを利用する者に対して必要なサービスを提供し、必要な費用の支払いを受ける権利を得る契約を締結したこととなる。
- これは本来、市町村長等(保険者)と病院等(事業者等)が利用者のために結ぶ契約について、事務の合理性等の観点から、都道府県知事が、市町村長等(保険者)に代わって、利用者のために契約を締結したものと解されている。

## 「認可」と「指定」について

- 児童福祉法上の保育所の認可は、社会福祉事業として実施される保育所の事業について規制をするもの。
- 新たな保育の仕組みにおいては、提供するサービスそれぞれに応じた一定の客観的な基準を満たしている場合には費用支払いの対象とすることとしている。「指定」は保育所だけでなく、既に述べたように多様なサービス類型を対象に、共通の仕組みの下で費用の支払いをするものである。
- 現行制度においては、「認可」については、都道府県それぞれにおいて基準を上回った水準を求める取り扱いが存在し、これらの水準を満たしていない場合には、「認可」されないこととなる。  
また、そのような取り扱いがない場合であっても、地域の状況によって、都道府県の広い裁量に基づく判断により、「認可」の可否を決定することができる制度であり、最低基準を満たしている場合であっても、認可されない場合が現実に存在している。
- すべての子どもに必要な保育を保障する観点からは、サービス量の確保が必要。一方、上に述べたとおり、基準(国の最低基準)を満たしていても認可されない場合がある。このため、「認可」の可否だけでは、新たな保育の仕組みで目指す「一定の客観的基準を満たしている場合に費用の支払いの対象とする」ということが実現できない。このようなことから、認可保育所の仕組みを存置しつつ、別途「指定」の仕組みを設けることが必要である(基本的には国の最低基準を満たしていない保育所については、「認可」「指定」いずれも対象とならない。)
- 「指定」の基準については、
  - ① それぞれのサービスについての一定の客観的な基準であること(通常保育については現在の最低基準以上であること、基準を満たせば指定の対象となること)
  - ② 指定を受けている(=質の確保された)サービス量が十分に確保できること
  - ③ 供給過多による弊害を回避できることなどを考慮することなどが必要である。
- 他方、認可保育所について、引き続き社会福祉事業として果たすべき役割の整理とその評価について検討することが必要。

## 事業者の適正なサービスを確保するための仕組み

### 【安易な撤退の防止】

- 公的保育サービスは、必要な子どもに保障されるものであり、安易に事業者が撤退することとなると、子どもの保育サービスが突然受けられなくなることとなり、子どもの健やかな育ちに与える影響はもとより、親の就労にも影響することとなる。

### 【休廃止時のサービスの確保等】

- 公的保育サービスをやむを得ず休廃止する場合には、提供する事業者について、事業の休廃止に際し、一定の義務を課することが適当である。
- また、事業者が事業を休廃止する場合には、利用している子どもの必要な保育が保障されるよう、当該事業者においてサービス提供を確保するとともに、市町村においても、子どもの保育サービス利用が確保されるように必要な役割を果たすべき。

※ 介護保険制度においては、指定は事業所単位で行われていることから、指導監査も当該事業所に対し行われていたところ。しかしながら、事業所を運営する法人本部が組織的に関与する不正事案が発生したこと等を踏まえ、当該事業所への立入検査等を実施した上で、特に必要だと認められる場合に限っては、当該事業所のみでなく、事業所を運営する法人本部・当該法人の他の指定事業所等に対する立入検査等を認める規定を設ける改正がなされたところ。

## 運営費の使途制限

### 【現行制度の仕組み】

○ 現在は、保育所運営費の使途範囲について、認可保育所に対する規制として、以下のような制限が設けられている。

- 〈原則〉・運営費を当該保育所の運営費に充当  
・人件費、管理費、事業費に区分

〈弾力化〉・一定の要件を満たす場合に、満たす要件の内容に応じ、使途制限の弾力化が行われる。

#### 最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。  
(2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

#### さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の  
(1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

#### さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課  
○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する  
(1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課  
(2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

- 以上のような用途制限の結果、保育所運営費の用途範囲等について、以下のような指摘がある。
- ① 原則、当該保育所の運営費用に充当することを求め、新規の保育所設置費用への充当に一定の制限をかけているため、保育所の運営実績のある法人が、その経験を生かした新規の保育所開設を行うことが難しい。
  - ② 保育所の土地建物の賃借料への充当に一定の制限をかけているため、賃借による保育所運営がしづらい。
  - ③ 配当に充当することが制限されているため、株式会社として参入しづらい。
  - ④ 社会福祉法人以外の者にも、社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成が求められ、負担が大きい。
- ※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)において、報酬の用途制限は行っていない。  
また、社会福祉法人以外の者に社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成は求めている。



## 【論点】

- 公的保育サービスは、適正な運営を確保できずに突然撤退することとなった場合や劣悪なサービスが提供される場合など、①子どもの健全な発達に影響が大きいこと、②親の就労に即時に影響することから、運営費についての一定の規制が必要ではないか。
- どのような規制の仕組みとするかは、
  - ・ それぞれの事業者の経営努力により、質の高いサービスが提供できるようにすることが適当だという点
  - ・ 一方で、子どもの健全な発達を保障する基本的なサービスとして、従事者の処遇も含めたサービスの質の確保が担保され、事業運営の安定性や適正なサービス提供が確保される必要があるという点
  - ・ 公的なサービスであるとともに、対人サービスであることから、人件費が占める割合が高いという点を踏まえ、検討していく必要がある。

## 〈使途制限〉

### ◆使途制限の範囲について

- 適正な運営は、運営費全体の中で図ることが基本であり、現行の人件費・管理費・事業費の区分は改めてよいのではないか。  
(現行でも運営費の人件費・管理費・事業費の区分は、適正な運営に関する最低限の基準を満たすことにより緩和されることとなっている。)
- 保育の事業に関する人件費・管理費・事業費がどのように支出されているかを明確にするため、区分経理を行い、また、行政による報告徴収等が必要ではないか。
- 使途制限について、どのような条件で(例えば延長保育等の一定の事業を行うことで範囲を変更することなどが適当か等)、どの範囲について行うのか。

### (使途制限の範囲の例)

- ・ 保育所事業
- ・ 社会福祉事業
- ・ 公益事業、非営利事業

※ 当該保育所事業以外(法人本部等)の費用に支出する場合の一定の制限

〈配当〉

- 用途制限をどの範囲まで認めるか(法人本部の運営に要する経費等を認めるか等)により、判断することが基本と考えられる。

〈社会福祉法人会計基準の運用〉

- 現行では、用途制限をかけていることを担保する等のため、社会福祉法人会計基準を他法人にもかけているが、法人の種別に応じた会計処理を求めた上で、それぞれ必要な経費への支出を担保するために必要な書類の作成を求めていくということも考えられる。

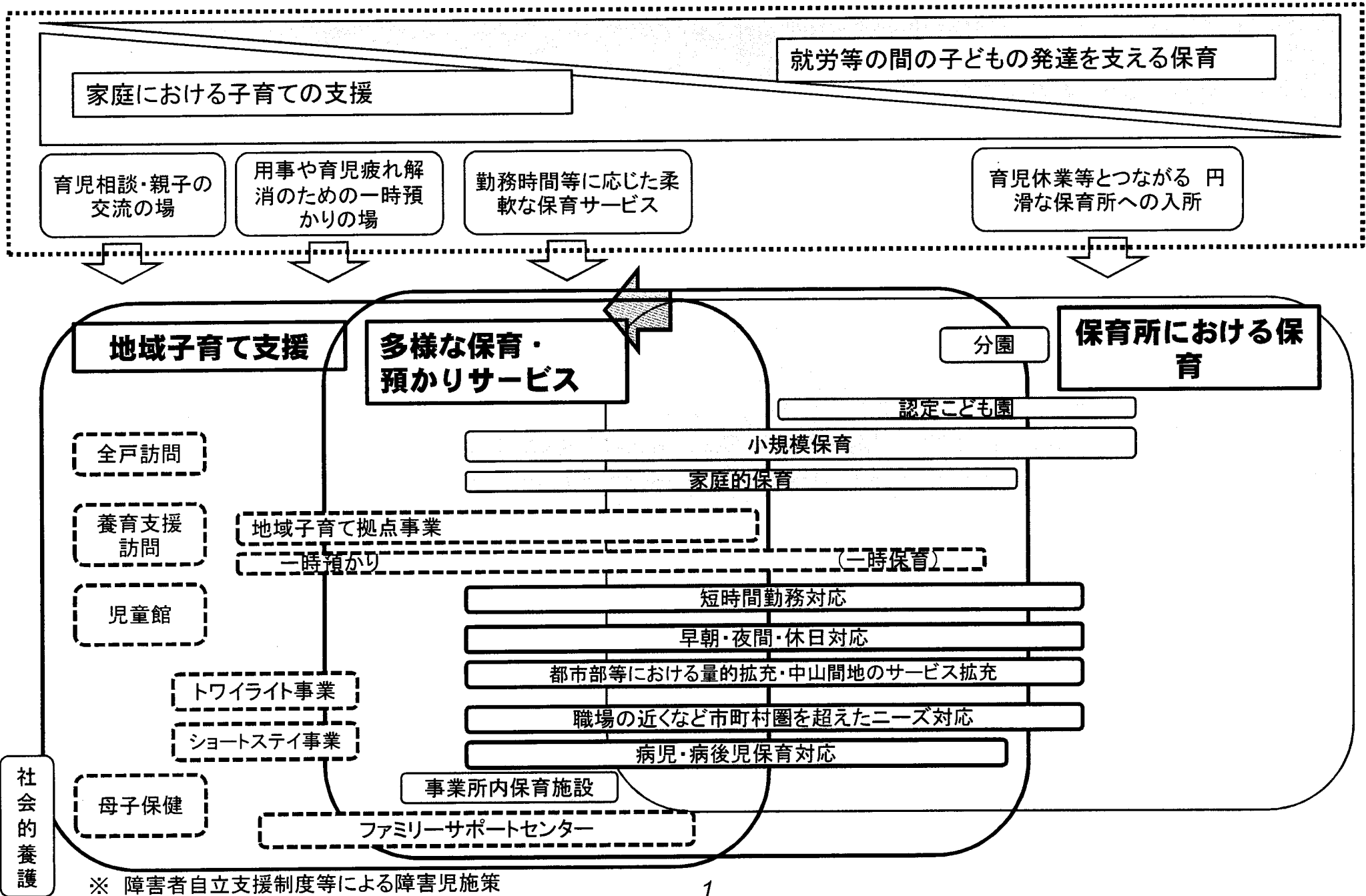
第4回社会保障審議会  
少子化対策特別部会  
保育第二専門委員会

資料1-2

平成21年10月30日

# 参入の仕組みについて (参考資料)

# 多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



## 社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告(抜粋)

### (5) 今後の保育制度の姿 ―新たな保育の仕組み―

#### 〈保育制度のあり方に関する基本的考え方〉

#### ③ 参入の仕組み

##### i) 参入の基本的仕組み

質の確保された保育所のスピード感ある拡充が図られるよう、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、最低基準により客観的に行われる仕組みとする。このため、客観的基準(最低基準)による指定制を基本としつつ、検討する。

##### ii) NPO法人等に対する施設整備補助

施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額の上乗せを検討する。

ただし、集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持する。

- ・ 憲法第89条の問題や社会福祉法人の特性を考慮。

##### iii) 運営費の使途制限

他制度の例も参考に見直しを行う。

※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討する。

※ 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討する。

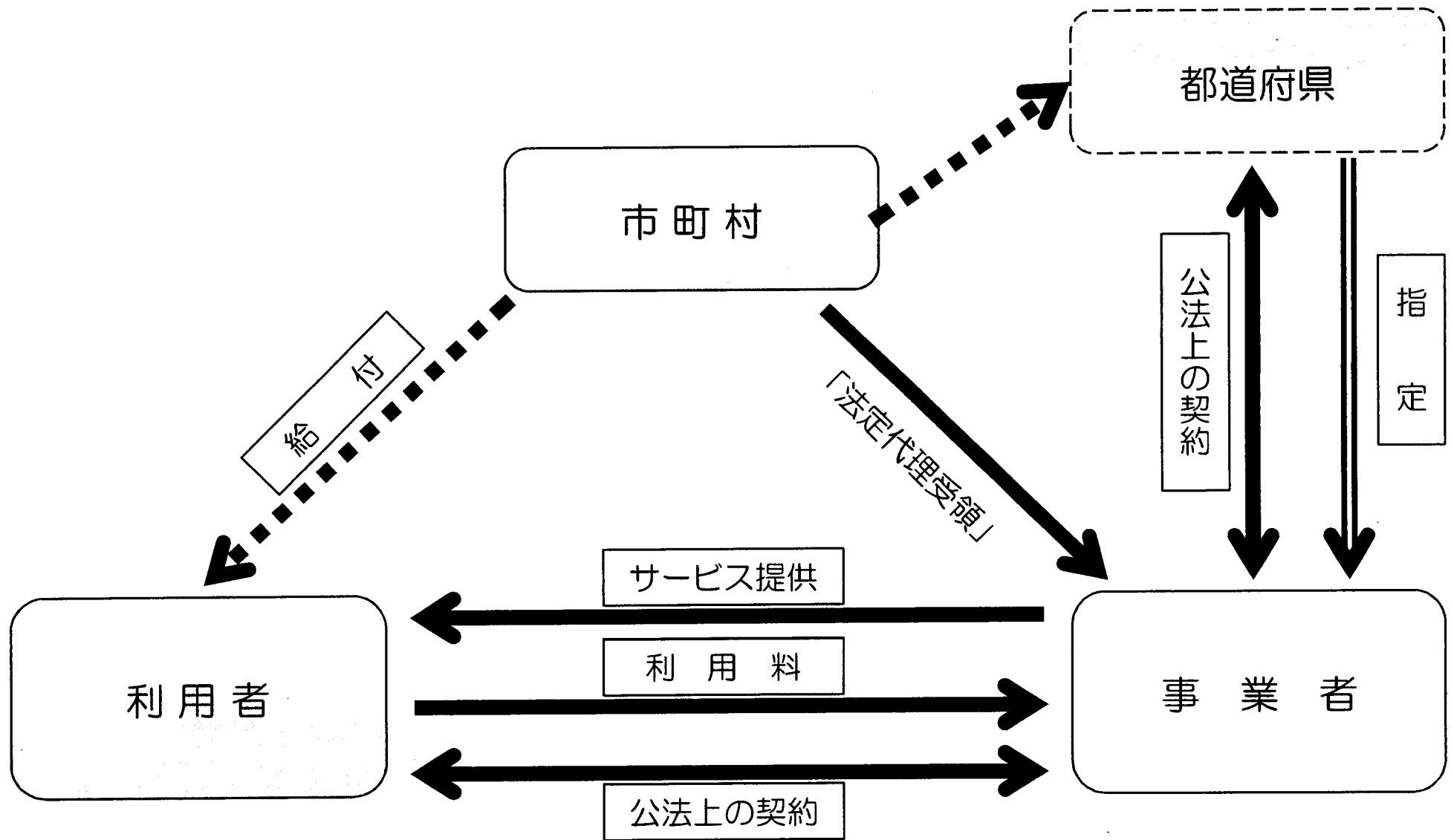
※ 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要である。

##### iv) 多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督

○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることのないような措置(指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等)について、さらに検討する。

○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。

# 指定の仕組みのイメージ



保育所設置に関する自治体独自の取り扱いについて

| 自治体独自の取り扱いの内容 |   | 自治体区分 | 自治体名称 | 独自の取り扱いに<br>相応する補助等 | 国基準   | 根拠規定   |
|---------------|---|-------|-------|---------------------|---|--|
| 面積            | ・ 2才未満児 4.95㎡/人以上<br>・ 2歳以上児 3.0㎡/人以上   | 都道府県  | 千葉県   | なし                  | ・ 2歳未満児<br>乳児室 1.65㎡/人<br>ほふく室 3.3㎡/人<br>・ 2歳以上児<br>保育室 1.98㎡/人<br>屋外遊戯場 3.3㎡/人*<br>※ 国通知上は、同一敷地内で屋外遊戯場が確保できない場合に、<br>専用遊戯場（又は水遊び等スペース）の確保を条件付ける規定<br>はない<br>・ 「乳児の待機が多い地域においては、児童<br>福祉施設最低基準を満たす限り、積極的<br>に保育に欠ける乳児を受け入れるよう配慮<br>されたい。」<br>・ 「～保育所入所待機児童数をはじめとして<br>（中略）地域的な現状及び動向（中略）の<br>分析及び推計を踏まえて、保育所設置認可<br>申請への対応を検討すること。」 | 【最低基準】32Ⅱ、Ⅲ、Ⅵ<br>【留意事項】1(1)、(2)<br>【設置認可】第1の1<br><br><参考><br>【特別保育】別添3 3(1)①ア<br>・ 「乳児室及びほふく室の<br>面積は、合わせて乳児<br>1人につき5㎡以上であ<br>ること。」 |
|               | ・ 2歳未満児 3.3㎡/人以上<br>（ベビーベッドを使用する場合は4.95㎡以上）   |       | 静岡県   | なし                  |   |  |
|               | ・ 2歳未満児 2.475㎡/人以上  |       | 神奈川県  | なし                  |   |  |
|               | ・ 2歳未満児 2.475㎡/人以上  | 政令市   | 川崎市   | なし                  |   |  |
|               | ・ 2歳未満児 2.475㎡/人以上  |       | 横浜市   | なし                  |   |  |
|               | ・ 屋外遊戯場を付近の公園等で代替する<br>場合、専用遊戯場を必要面積の1/2以上<br>（駅から半径300m以内に設置する場合は、<br>プール遊び等スペース概ね30㎡以上）を<br>確保すること。 |       |       | なし                  |   |  |
| 職員配置          | ・ 1歳児 4:1<br>・ 2歳児 5:1<br>・ 3歳児 15:1<br>・ 4歳以上児 24:1  | 政令市   | 横浜市   | 最低基準との人件費差額<br>を補助  | ・ 0歳児 3:1<br>・ 1・2歳児 6:1<br>・ 3歳児 20:1<br>・ 4歳以上児 30:1  | 【最低基準】33②  |
|               | ・ 1・2歳児 4.5:1<br>・ 3歳児 18:1<br>・ 4歳以上児 25:1   | 都道府県  | 埼玉県   | なし                  |   |  |
| その他           | 【設備】<br>・ （乳児を受け入れる場合）調乳室、沐浴室を<br>設置すること<br>・ 職員の休憩室、事務室を設置すること                                       | 都道府県  | 神奈川県  | なし                  | ・ 2歳未満児<br>乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所<br>・ 2歳以上児<br>保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び<br>便所   | 【最低基準】32Ⅰ、Ⅴ  |
|               | 【設備】トイレが備えるべき要件<br>・ 多目的トイレにオストメイト用設備を<br>設置すること。   | 政令市   | 横浜市   | なし                  | ・ 法令では、保育所は「特定建築物」に該当<br>し、バリアフリーガイドラインへの適合は<br>努力義務とされている。   | 【バリアフリー法】16①<br>【バリアフリー令】4X  |

※ 略号

【最低基準】…『児童福祉施設最低基準』（昭和23年12月29日厚生省令第63号）

【指導監督】…『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』（平成13年3月29日雇児発第177号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添

【設置認可】…『保育所の設置認可等について』（平成12年3月30日雇児発第295号 厚生省児童家庭局長通知）

【留意事項】…『待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について』（平成13年3月30日雇児保第11号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

【特別保育】…『特別保育事業の実施について』（平成10年4月8日雇児発第283号 厚生省児童家庭局長通知、平成12年3月30日雇児発第295号通知により廃止）

# 現行の保育所の認可の仕組み

## (現行の保育所の認可の仕組み)

- 現行制度では、
  - ・ 市町村が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
  - ・ 市町村以外の者が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事による認可を経ることとされている。
  
- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二九五号通知)とされており、認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている。
  
- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。ただし、施設整備補助は対象外とされている。

## (認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。  
(※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
  - ・ 公立保育所は市町村10/10、
  - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。 )
  
- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。
  
- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。



## (保育の「実施義務の例外」との関係)

- 一方で、現行制度における市町村の保育の実施義務には、地域の保育所全体を通じて受入能力がない場合を含め、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるとき」は、認可外保育施設のあつせんを含む「その他適切な保護」で足りるものとされていることもあり、待機児童がいる市町村の場合に必要な基準を満たしている場合であっても、認可されないことがあり得る。

## (参考)

### 保育所の設置主体別認可状況等について(平成20年4月現在)

#### ①設置主体別保育所認可の状況(各年4月1日現在)

|     | 市町村    | 社会福祉法人 | 社団法人 | 財団法人 | 学校法人 | 宗教法人 | NPO | 株式会社 | 個人  | その他 | 計      |
|-----|--------|--------|------|------|------|------|-----|------|-----|-----|--------|
| H19 | 11,603 | 10,163 | 4    | 227  | 171  | 277  | 54  | 118  | 212 | 19  | 22,848 |
| H20 | 11,328 | 10,417 | 20   | 220  | 227  | 266  | 59  | 149  | 201 | 22  | 22,909 |

#### ②市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所認可の状況(年度別認可数)

|     | 社団・財団 | 学校法人 | 宗教法人 | NPO | 株式会社 | 個人 | その他 | 計   |
|-----|-------|------|------|-----|------|----|-----|-----|
| H12 | 1     | 6    | 6    | 3   | 6    | 5  | 0   | 27  |
| H13 | 4     | 10   | 0    | 5   | 12   | 10 | 2   | 43  |
| H14 | 2     | 10   | 2    | 5   | 12   | 9  | 0   | 40  |
| H15 | 4     | 21   | 0    | 8   | 17   | 12 | 0   | 62  |
| H16 | 3     | 35   | 5    | 12  | 24   | 5  | 4   | 88  |
| H17 | 1     | 27   | 1    | 13  | 21   | 2  | 2   | 67  |
| H18 | 3     | 47   | 0    | 10  | 36   | 4  | 2   | 102 |
| H19 | 3     | 54   | 1    | 7   | 23   | 2  | 2   | 92  |

(注)「その他」  
 H13年の内訳・・・日赤1件、中小企業協同組合1件  
 H16年の内訳・・・医療法人社団3件、国立大学法人1件  
 H17年の内訳・・・医療法人社団1件、医療法人財団1件  
 H18年の内訳・・・医療法人2件  
 H19年の内訳・・・医療法人2件

## 他の社会保障制度における事業者参入等について

|       | 医療（療養の給付）   | 介 護  | 障 害  | 保 育  |
|-------|---|--|--|--|
| 事業者参入 | <p>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）<br/>医療機関において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定取消から一定期間を経過していない</li> <li>・ 開設者又は管理者が刑罰に処せられ、執行中である</li> </ul> <p>場合等に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準病床数を超えるものとして勧告を受けた場合は、指定の拒否又は病床の一部指定が可能。</p> | <p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）<br/>申請者が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格が無い</li> <li>・基準に適合しない</li> <li>・刑罰や不正行為等が認められる</li> </ul> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p> | <p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）<br/>申請者が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格が無い</li> <li>・基準に適合しない</li> <li>・刑罰や不正行為が認められる</li> </ul> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p> | <p>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</p> |

|                      | 医療（療養の給付）  | 介護   | 障害  | 保育   |
|----------------------|--|--|---|--|
| サービスの<br>休廃止時の<br>措置 | <p>保険医療機関が指定を辞退をする場合には、一月以上の予告期間を設けて、（地方厚生局長に）申し出ることが必要。</p> | <p>指定事業者が当該指定事業を休廃止する場合には一ヶ月以上前の届出が必要。</p> <p>※指定老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等は一月以上の予告期間を設けて、指定の辞退</p> <p>※介護事業者が事業の休廃止の届出をする際に利用者への継続的なサービス提供のため、他事業者の連絡調整等の便宜を提供する義務。</p> | <p>指定事業者が当該指定事業を休廃止したときには、10日以内に届出が必要。</p> <p>※指定障害者施設等は、三月以上の予告期間を設けて、指定の辞退</p> <p>※休廃止の届出の際に、当該指定事業者からサービスを受けていた者に対する措置について、届け出ることとされている。</p> | <p>認可保育所については、施設を休廃止するときには、都道府県知事の承認が必要。</p> <p>※休廃止の承認の申請の際に、入所児童の処遇について届け出ることとされている。</p> |

|                        | 医療（療養の給付）   | 介護   | 障害  | 保育   |
|------------------------|---|--|---|--|
| 運営費等の<br>使途制限、<br>会計処理 | <p>【使途制限】<br/>診療報酬からの収入についての使途制限はなし。</p> <p>【会計処理】<br/>規制はない。<br/>なお、厚生労働省としては、医療機関単位で病院会計準則に則った会計処理を行うことを推奨している。</p> | <p>【使途制限】<br/>給付費からの収入についての使途制限はなし。</p> <p>【会計処理】<br/>各指定事業所ごとの経理を区分するとともに、各指定事業ごとの会計とその他の事業を区分<br/>※各法人種別ごとの会計基準に基づく処理が基本</p> | <p>【使途制限】<br/>給付費からの収入についての使途制限はなし。</p> <p>【会計処理】<br/>各指定事業所ごとの経理を区分するとともに、各指定事業とその他の事業との会計を区分<br/>※各法人種別ごとの会計基準に基づく処理が基本</p> | <p>【使途制限】<br/>運営費は原則として、人件費・管理費・事業費の各区分ごとの費用にのみ充てることが可能。<br/>一定の条件を満たした場合には、使途制限を緩和。</p> <p>【会計処理】<br/>社会福祉事業ごとに経理区分。複数施設を経営する場合には、施設ごとに区分を設ける。<br/>※社会福祉法人以外の法人についても、社会福祉法人会計基準に従った会計処理</p> |

## 1 保育に関する費用保障(給付)の仕組みについて

### (1) 保育に関する費用保障(給付)の仕組み

#### 【社会保障制度における仕組み】

○ 社会保障制度における給付の仕組みとしては、「①措置」と「②当事者同士の公法上の契約」の二種類に大別できる。

#### ① 措置

- i) 「福祉に欠ける」状態にある者について、行政が自ら判断し、行政処分の形で利用の決定
- ii) サービスは、行政自ら実施するか、社会福祉法人等に委託することにより義務を果たす
- iii) 行政には措置の実施が義務付けられ、措置に必要な費用は、行政の義務として支弁する  
⇒ ただし、基盤整備についての責任は必ずしも明確でなく、運用上できる範囲での措置の実施
- iv) サービスを受ける者には利用に関する権利が不明確で、利用者の主体的なサービスの選択が保障されない
- v) 多様なニーズに柔軟に対応することが難しく、画一的なサービスとなる傾向
- vi) 所得に応じた負担である反面、利用者負担の差が大きい

② 当事者同士の公法上の契約

- i) 利用者が事業者との間で公法上の契約を締結し、サービスを利用。介護等ではその前提で行政による認定
- ii) 事業者は利用者に対して、法令に基づくサービス提供の義務を負う。利用者は事業者に対して費用支払いの義務を有し、行政(あるいは保険者)はサービス費用の一部について給付を行う義務を負う
- iii) 利用者のサービス利用について権利性が明確となり、サービスの選択性が向上
- iv) 行政は円滑にサービス提供されるようにする義務を負う(権利行使が円滑に行われる義務)。行政の基盤整備責任も明確となり、ニーズに応じたサービス量を確保

- 医療は医療保険制度において、従前より「②当事者同士の公法上の契約」の仕組みが採られている。多くの福祉サービスは「①措置」の形態で当初制度設計されてきた(保育も同様)。しかしながら、利用者主体の仕組みや権利性の強化等を進めていく中で、基本的には「②当事者同士の公法上の契約」に移行してきている。「②当事者同士の公法上の契約」に移行した場合には、契約に馴染まない類型について、一部措置の仕組みを併存させている。

**【現行制度】**

- 現行の保育制度(認可保育所)は、選択性の向上等の観点から、措置制度を見直し、契約制度が導入されている。
- ただし、契約関係は市町村と利用者の中で結ばれるものとなっており、サービス提供が市町村から認可保育所への委託により行われる構造は維持されている。また、「保育に欠ける」児童に対して市町村が保育を実施するという仕組みも維持されている。
  - ⇒ ・ 市町村が保育に欠けると認めた児童個々に関して、自ら保育所における保育を実施し、それに要する費用を支弁する
  - ・ あるいは、市町村から民間保育所に保育に欠ける児童に係る保育を委託し、委託した個々の児童について市町村が費用支弁
  - … 個人についての給付
- なお、認可保育所による通常保育以外の延長保育や一時預かり等の多様なサービスについては、利用者と保育所等の当事者同士による契約を行っている。

### 【基本的な考え方】

- 第1次報告では、保育の公的性格・特性を踏まえた新たな保育サービスの提供の仕組みとして、市町村が、利用者と保育所等に対し、公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所等と公的保育契約を結ぶこととされた。

#### 「公的責任」

- ・ 市町村の認定により例外ない保育保障
- ・ 市町村・都道府県の基盤整備責任の明確化
- ・ 市町村の利用調整、円滑な公的保育契約の締結及び履行に関する支援等の利用支援責務
- ・ 当事者同士による公的保育契約で利用されたサービスの費用については、市町村が義務的に負担(委託を前提とせず、サービス抑制可能な仕組みの見直し)
- ・ 加えて、客観的基準(最低基準)や行政による指導監督、情報公開制度等により、質の確保されたサービスの保障

#### 「公的保育契約」

- ・ 例外ない保育保障により、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位が明確化された下での契約
- ・ 当事者同士による契約関係、行政による基盤整備及びサービスメニューの多様化により、多様なニーズに応じたサービス利用の実現



### 【利用者に対する費用保障(給付)】

- 基本的な考え方を踏まえると、制度の基本的枠組みは、行政による委託を出発点とするのではなく、当事者同士の公的保育契約を出発点としてサービス利用が行われる仕組みとすることが必要である。
- 公的保育契約によって例外なく保障された保育の提供が行われることとなるが、それに伴って必要な費用を公的に保障するために、市町村から利用者に費用保障(給付)が行われることが基本となる。

### 【保育所等による法定代理受領】

- 上記のように、利用者へ保育の給付が行われ、必要な費用を保障する仕組みとするに当たっては、利用者個人が市町村に費用の支払いを請求し、支払いを受けるといった手続きの煩雑さを無くし、利用者・事業者・市町村すべてにメリットのある仕組みとして、法律に基づき、保育所等が利用者に代わり、市町村に費用を請求し、支払いを受けること(法定代理受領)を可能とすることが必要。  
こうすることにより、市町村から保育所等への直接費用保障(給付)することと同等の仕組みとなる(現行と同様に現物給付化)。
- また、この仕組みでは、認定を受けた上で、現場において当事者同士でサービス提供・利用が行われれば、義務的に公的な費用の保障(給付)が行われることとなる。
- なお、介護など他の社会保障制度においても、利用者に費用を給付し、事業者が利用者に代理して請求し、受領する仕組みが設けられている。

**【論点】**

○ これまでの「子どもの育ちの保障」についての公的責任が後退するのではないか。

⇒ 市町村には、法制度上、引き続き、保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務を課す。「市町村の実施責務」と「事業者の指定制度等(保育第二専門委員会で別途検討)による事業者規制」により、公的責任は以下のように強化され、保障は強化される。

- ・ 保育を必要とする児童には例外なく市町村の認定が行い、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与される。したがって、客観的に明らかにされたニーズに応じた基盤整備をしなければならないことが明確になる
- ・ 給付メニューの多様化を行うことにより、多様なニーズに対応した必要なサービスの選択が可能となる
- ・ 利用支援が必要なケースについては、市町村の利用支援責務が課される。
- ・ 当事者同士の公的保育契約によりサービス利用がされれば、サービスの利用実績に応じた保育費用の保障が行われることとなる。
- ・ 客観的基準(最低基準)に基づく指定制度等による事前規制や行政による指導監督、情報公開制度等の事後規制により、全体として質の確保されたサービスの保障が制度的に行われる。

- 利用者に対する費用保障(給付)は現金給付であり、公定価格などの公的関与があるものの、バウチャー制に繋がり、保育の質の低下を招くのではないか。  
⇒ 市場主義による「バウチャー制」は、市場原理に基づき、選択性の向上、全体の費用の効率化を図ろうとするもの。  
新しい保育の仕組みは、公定価格とするなど、市場主義による「バウチャー制」とは異なるものであり、価格競争による要素は取り入れておらず、保育制度全体の財源確保を図りながら実現しようとするもので、質の低下をもたらすものではない。  
また、市町村に質の確保された公的保育の提供体制確保責務を課すとともに、客観的基準(最低基準)を満たす事業者を費用の支払いの対象とすることにより、保育の質を確保する。
- 利用者に対する費用保障(給付)は、法定代理受領があったとしても、保育体制に着目して設定されている定員別保育単価が維持できないのではないか。  
⇒ 新しい保育の仕組みにおいて、利用者に対する費用保障(給付)の仕組みを採った場合でも、定員別単価の設定等適切な単価設定は可能。

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 第4回社会保障審議会<br>少子化対策特別部会<br>保育第二専門委員会 | 参考資料1 |
| 平成21年10月30日                          |       |

平成21年10月19日

## 少子化対策特別部会保育専門委員会への意見

保育第一専門委員会委員 高橋英治  
保育第二専門委員会委員 坂崎隆浩

### (はじめに)

第1次報告を踏まえた今後の主な検討課題について、二つの専門委員会で議論がなされておりますが、議論の前提として次のことを強く要望します。

- ①多様な需要に対応した良質な保育が提供される体制整備の実現には、量と質を確保する必要性があり、大幅な財源投入が前提であります。
- ②保育制度の新しい仕組みの検討に当たっては、「子どもの福祉」への配慮を前提に、「利用者の立場」に立って結論を出す必要があります。

### (保育対象範囲について)

認可保育所の「昼間労働することを常態とすること」の要件の在り方については、多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応した全ての子どもの保障は必要であり、必要な環境整備を行うとしても、健やかな子どもの成長発達を考えると「昼間の保育」を基本原則とすべきであり、働き方の見直し等も含めた子育て支援を社会全体として推進することが必要と考えます。

また、「開所日数・開所時間に応じた保障の仕方から子ども毎に必要性に応じた保障の仕組みとする。」とされていますが、保育所は集団保育の場であり、保育所の運営確保のために開所日数・開所時間の設定は不可欠です。

なお、開所日数・開所時間については、週6日・1日11時間を基本とすべきと考えます。

### (保育利用までの具体的流れ)

保育所における利用の方式については、利用者、保育所等の関係者に対し児童福祉の理念に基づき市町村の公的関与の下での契約であることをより明確にする必要があると考えます。

そのため、公的契約は、市町村の保育の実施責任（法第24条）の下に利用者と保育所がより良い関係を構築する仕組みとし、契約形式は、単に利用者と保育所との取り決めではなく、市町村と利用者及び市町村と保育所間の法令等の規定や関与等をも含めた新たな三者関係の構築を内容とし、公的責任を明確にしたものが必要と考えます。

また、利用者の混乱を招かないために、市町村の責任において、受入れ先を判断し、調整することが必要です。

### (優先的に利用確保されるべき子どもについて)

優先的に利用確保すべき子どもに対する保育保障については、定員の弾力化の活用等や一定の枠の設定等をする必要があります。そのためには、一定以上の供給量の確保が必要と考えます。

優先的に利用確保されない子どもの保育利用についての何らかの順位付けについては、待機になる場合も、第一希望以外の保育所に入る場合も、利用者への選考の結果の公表の観点からも必要であると考えます。

#### (利用保障の範囲について)

保育所は子どもの生活の場でもあることを考慮する必要があることも踏まえ、給付上限の設定は、単に就労量に応じた上限のみで決めるのではなく、子どもの生活や友達関係など子どもの視点をも十分に考慮すべきです。

新体系の仕組みの構築に当たっては、基本的事業としての保育（保育に欠ける児童に対する新保育所保育指針に基づく保育）と、その他の一時預かり等の子育て支援サービス（働き方等必要に応じて区分内を細分化）との別立ての制度体系とし、必要な保育やサービスの提供が受けられる仕組みが適切と考えます。

なお、3歳未満児の短時間の区分設定については、新たな区分を設けるのではなく、一時保育や特定保育を更に充実させることが必要と考えます。

#### (保育に関する費用保障（給付）の仕組みについて)

保育は、親の子どもに対する「養育義務」の一部を公が保障する制度であります。

利用者に対する費用保障（給付）について、市町村から利用者に費用保障（給付）が行われ、保育所等が市町村から代理受領するとしていますが、個人給付の考え方は、市場主義によるバウチャー制とは異なるとはいえ、市町村と保育所の関係があいまいになり、適切ではないと考えます。児童福祉法第24条に明確に位置付けた上で、保育に要する費用については市町村が保育所に直接支払う仕組みが適切と考えます。

また、保育料の徴収については引き続き市町村が行うべきです。

#### (利用者負担のあり方について)

利用者負担については、現行の「家計に与える影響を考慮して保育に係る児童の年齢等に応じた額」を徴収する仕組みを維持することが適切と考えます。

#### (参入の仕組みについて)

エンゼルプラン以降の現在の認可保育所の果たしてきた役割を考えると基本的には認可保育所の更なる整備に他ならないと考えます。よって新規保育所整備に加えて認可保育所における分園の充実、家庭的保育事業との連携拡大（空き教室の活用）、幼稚園の存在しない地域での認定子ども園の一部活用などを第一義とすべきです。

これらに加え最低基準遵守した認可外保育施設の認可の促進や企業内保育所の整備の促進のための支援も必要と考えます。

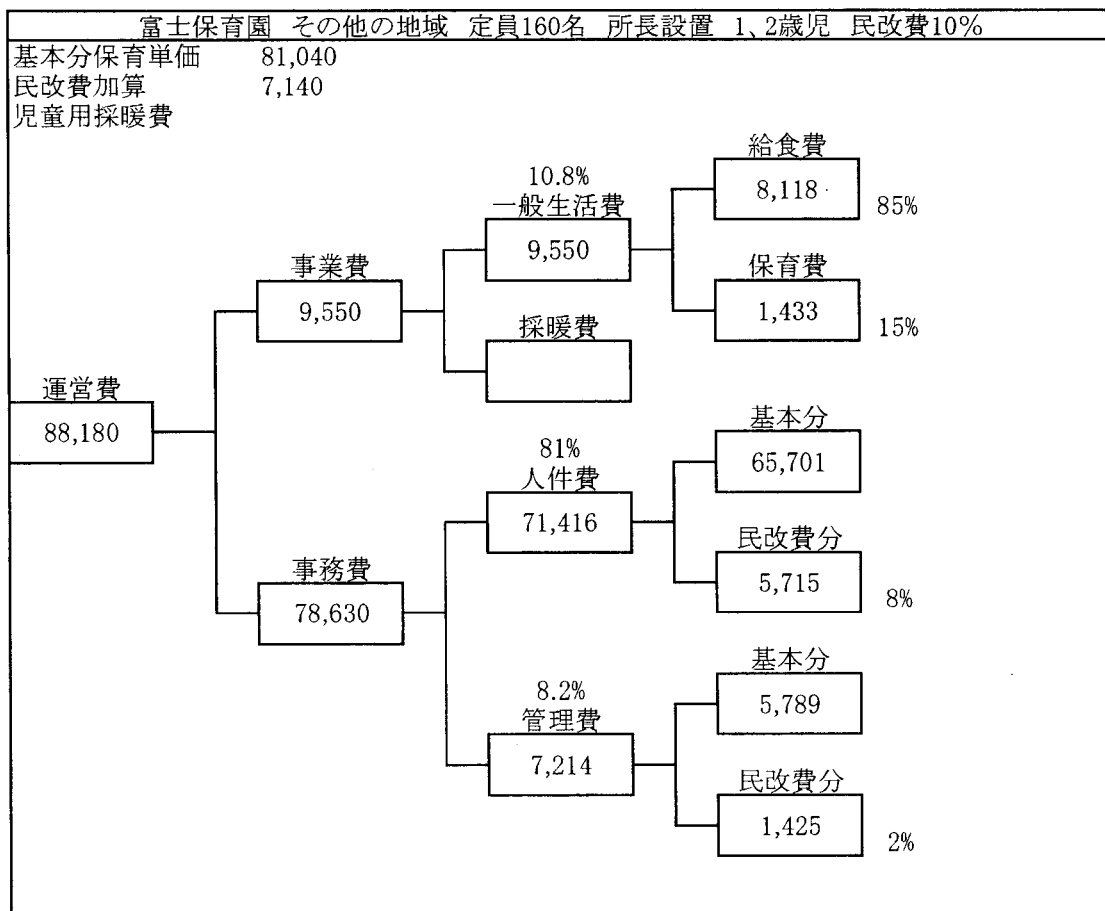
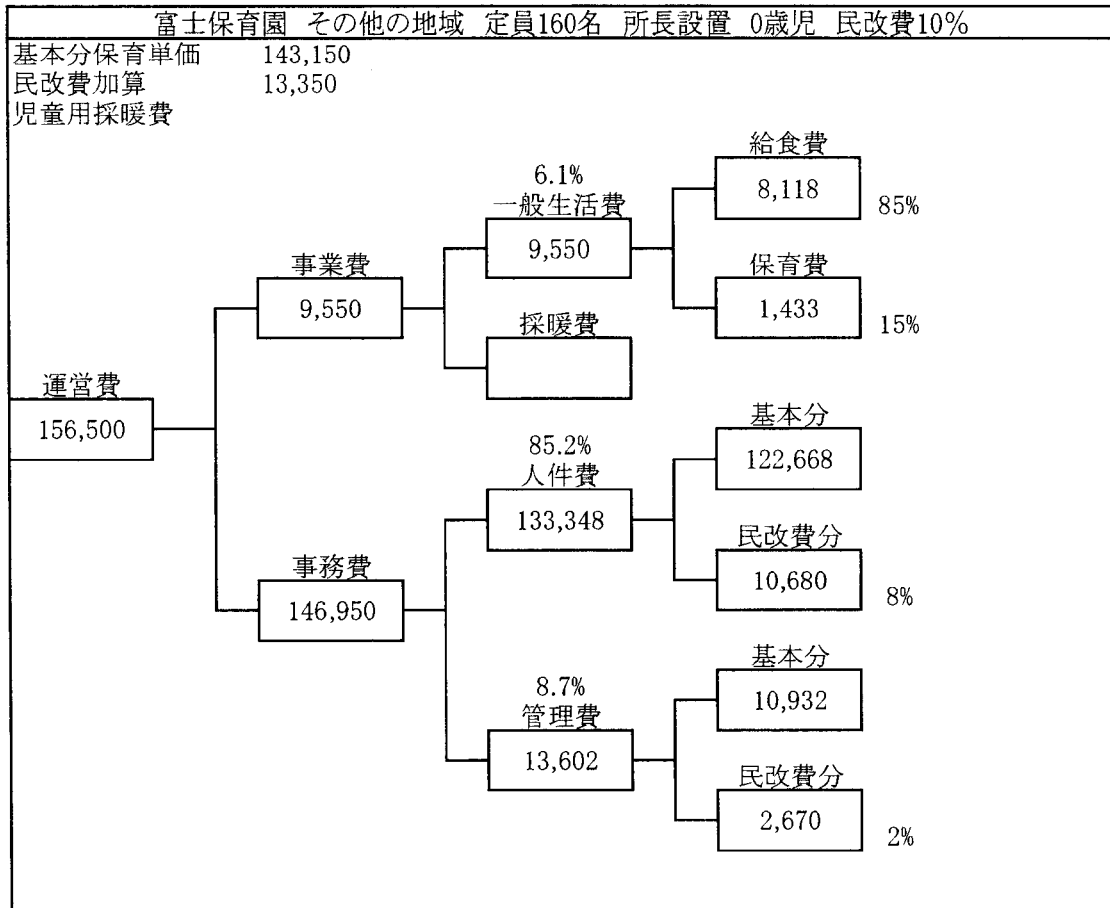
事業者指定制度の導入は前述した本来の認可制度を形骸化させ保育の質の低下を招く恐れがあることから、指定制度導入には反対です。

なお、緊急課題である待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応するため現認可制度とは別の新たな類型として、待機児童がいる地域を中心に、休日・夜間などの多様なニーズや低年齢児童のみを対象にする小規模施設を指定対象として、保育の質向上を図ることが考えられます。

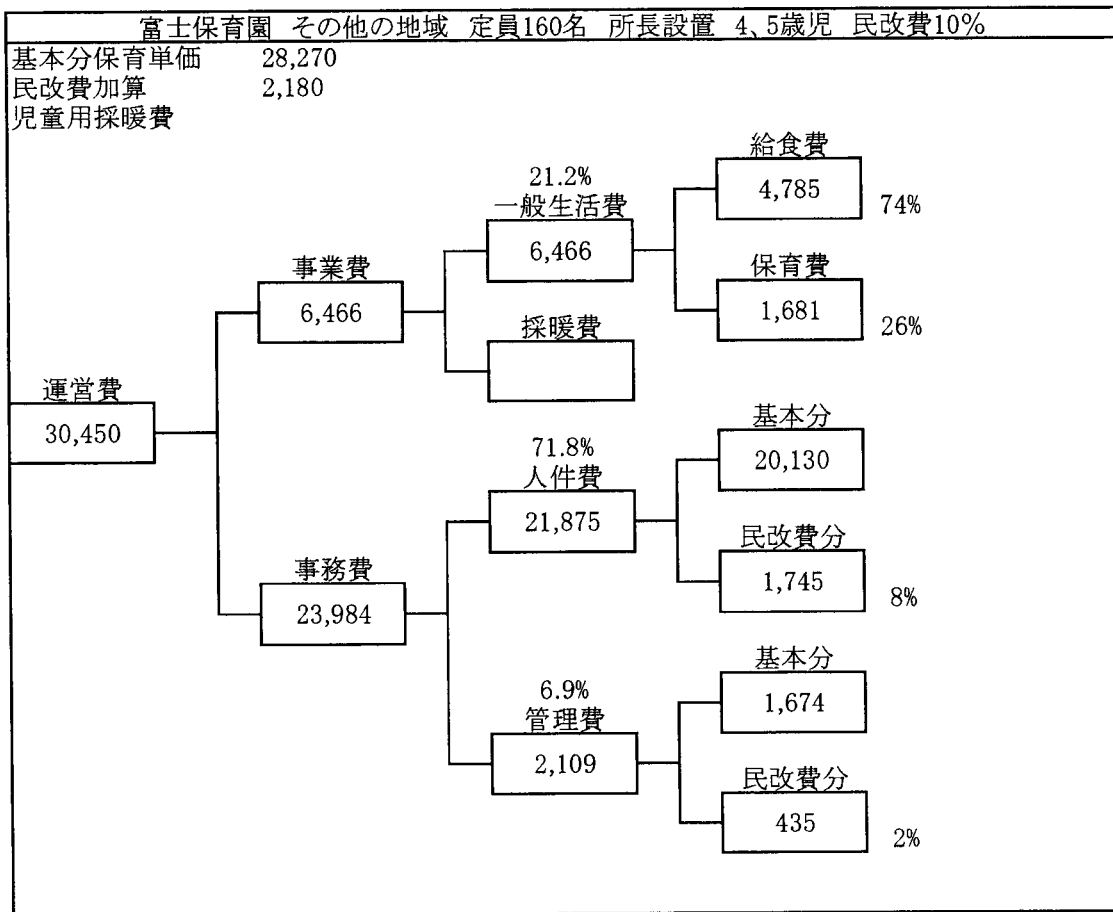
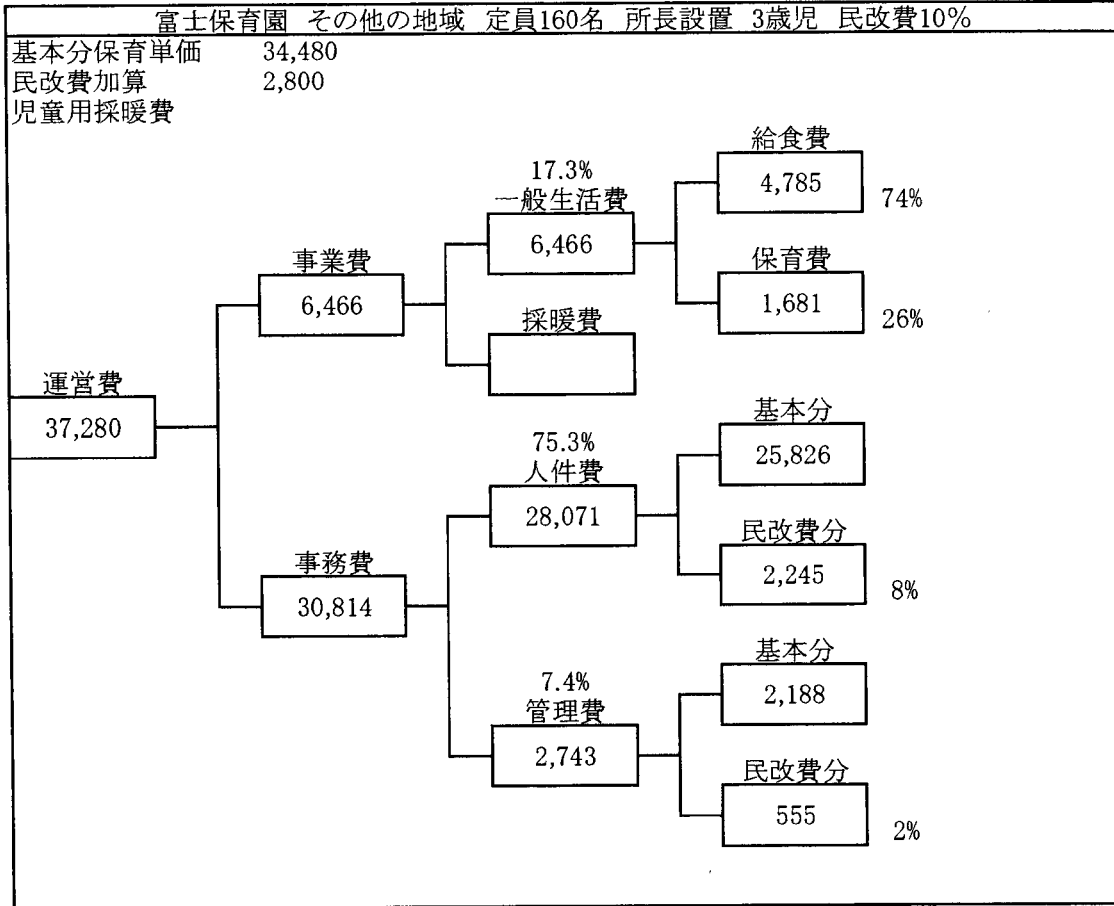
これら前述した認可外保育施設の解消も含めた認可保育所の更なる整備と新たな類型による多様なニーズに対応した小規模型類型等によって本来の趣旨である多様なニーズに対応した保育が推進されると考えられます。

なお、現在の認可保育所については利用者の選択に資するために名称独占とするとともに、家庭的保育事業の保育者2人以上体制の確保（保育者2人で子ども数6人程度、内保育者1名は有資格者）をすべきと考えます。

平成21年度人勸前



平成21年度人勸前



|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 第4回社会保障審議会<br>少子化対策特別部会<br>保育第二専門委員会 | 参考資料 2-1 |
| 平成21年10月30日                          |          |

改めて、今回の「新しい制度設計」の目的・意義と論点  
そして待機児童の緊急解消をめざす「7つの提言」

平成21年10月30日  
全私保連常務理事 菅原 良次

1. すべての子どもたちの育ちと子育て支援を対象とした量の拡大

- 1) 3歳未満児を中心とする300万人の子どもたちを支援する制度
- 2) 多様化するすべての保育ニーズに応える制度
- 3) 事業所（団体含む）の安定的な運営と経営が可能となる制度

2. 保育の質の向上と子どもたちの保育園（施設）における生活と遊び環境の改善

- 1) 自然環境・・・地域、公園等
- 2) 保育園の環境
  - (1) 園庭の重要性
  - (2) クラス・室内の面積基準
  - (3) 職員数と処遇

3. 「新しい仕組み」とあるべき制度

- 1) 上記の「1)と2)」を保障しうる制度
- 2) 同 同 を保障しうる財源の確保
- 3) そのための「公」の関与と責任を法的・制度的に明確化する必要性と社会的連帯の確立  
すべての子どもたちの育ち、利用を希望するすべてのニーズ、子どもたちを対象とする「公」と「社会」の責任を制度的に明確にする

**●新しい仕組み（制度）作りの中での論点について**

- 1) 利用者本人の申請に基づく保育の「必要性の認定」は「公」の関与した基準に基づき差別されないこと。
- 2) 利用料は「公」の関与のもとでの応能負担を基本とし応益的考えも一定含めたものとする（現行も同じ）。
- 3) 保育料の納入
- 4) 利用者への給付について
  - ① 定型保育の利用者への給付（補助）は、上記の「保育の質」と「事業所の運営の安定



化」を担保できることを前提に「11時間保育」と職員配置基準は現行の基準をより充実したものとする。(例：3歳20対1から10対1、4,5歳30対1から15対1等)

② 同時に現行と同じように「月単価」「規模(定員)、年齢、地域」を基本とすると共に新たに「管理費、事務費」を給付単価に組み込む等を基本に制度化する。

③ 給付に関わる上記の①、②について施設の運営に要する基本的経費と利用者個人への給付(補助)に分け基本的経費については施設補助とする。

(注) 上記の点は兼ねてから主張をしてきた内容であり、現行の幼稚園制度ではそうした制度となっている。

・とくに現在、議論されている小規模保育所の場合、このような制度にしないと運営が成り立たないと考えられる。

④ 代理受領に関わる部分は、利用者個人への給付部分とする。

#### 5) 3者(公・利用者・事業者)による「公的契約」について

(1) 「公」と「利用者」との契約内容

- ① 利用を申請したすべての者に対して認定基準に基づいて入所認定行う。
- ② 「上記」の公的給付内容を明記する。
- ③ 「上記」の利用料(公定価格)を明示し、事業者に支払うよう義務づける。
- ④ 利用者への給付額を通知するが「代理受領」として入所が決定した事業所に支払うことを明記する。

(2) 「公」と「事業者」との契約内容

- ① 利用者に給付する内容を示し、その給付額を代理受領として、事業者を指定し支払うことを明記する。
- ② 運営に係わる費用「管理費・事務費」等を事業者に明記する。
- ③ 利用者が事業者を利用料を支払う義務があることを明記する。
- ④ 利用者が利用料を滞納した場合「公」が責任をもって代理を務めることを明記する。

(3) 「利用者」と「事業者」との契約内容

- ① 事業者は認定基準で認定された利用者に対して、合理的理由なしに入所を拒むことは出来ない。
- ② 利用者が「公」の関与のもと決定された公定利用料を事業者を支払う義務があることを明記する。
- ③ 事業者は「公」の関与の基で決定された保育の質・条件に関わる内容の遵守を明記する。  
(職員配置、面積、給食、保育指針等)
- ④ 事業者は「公」の関与のもと決定された利用料以外徴収しないことを明記する。
- ⑤ 利用者が「公」から受ける給付を代理受領者として入所が認められた事業者として承認することを認める。

#### 4. 新しい「参入の仕組み」づくりの論点

- 1) 都市部と人口減少地域の事情と状況に対応し「分園、小規模保育所（5名から10名）」の設置を可能とする制度設計。  
(注) ① 多機能型と組み合わせることも可能  
② 待機児童対策にも有効
- 2) 指定制について・・・認可保育所への移行を基本とし、最低基準の遵守を前提とする
- 3) 認可外施設において「上記」を前提に考える
- 4) 多様な保育・子育て支援ニーズに対応するシステムとして多機能型を積極的に導入可能な制度にする。
- 5) 企業経営（株式会社）の取り扱い
  - (1) 初期投資は認めない（憲法89条）
  - (2) 仮に代理受領を受け入れたとしても、社会福祉法人と同様に公的給付（剰余金含め）については「医療制度」と同じように「福祉事業」以外にその用途は認めない。  
(制度的条件を付ける)
  - (3) 場合によっては、公的給付と企業事業における剰余金との経理区分を行う。
  - (4) 減価償却については「社会福祉法人、企業」とも認める。

#### 5. 待機児童を早期に解消するための「7つの提言」

深刻な待機児童地域には、例えば緊急5か年の時限的な待機児童解消のための重点施策を企画・立案・実行する。

- 1) 基準の弾力的運用で「指定制」を時限的に活用・推進する。基準の遵守を基本にNPO法人等の認可外施設等の事業所を活用する。  
※ 待機児童がいない地域には適用しない。
- 2) 「安心子ども基金」を増やし初期投資資金3,000万円を社会福祉法人を中心に補助。  
※ 貸借する空部屋等の改修工事費、備品等事業負担の軽減を図ること。また現状では医療・福祉機構からの借り入れ不可能であるため。  
※ 東京都の認証保育所が短期間に増加した主な理由については面積基準を3.3平方から2.5平方に0.8平方に少なくしたことが直接的理由ではなく、初期投資として「改修費用」（上限3,000万円）の補助がなされることが大きい。
- 3) 「安心子ども基金」を大幅に増額し、対象事業によっては恒久的な補助したり、公立保育園にも活用できるよう対象を広げる等の改善を行う。
- 4) 待機児童の多い地域に限定して、園庭に保育室を建設する際の要件緩和と建築費の補助の増額をする。また社会福祉法人に限定して新設認可保育園設置のための土地取得費を補助対象とする。  
※ 例として1階は園庭のまま、2階部分に保育室を建設するなどの知恵と工夫が必要。  
また、将来園児が少なくなった時に取り壊しが認められるなど柔軟な対応が求められる。
- 5) 待機児童解消のため新園開設や分園の設置等、努力している社会福祉法人を国が積

極的に評価しながら、開設などに係った借入金の軽減策を講じる。また、貸借する分園の家賃補助を恒久化する。

- 6) 市町村の負担を軽減するため保育所運営費にあてられる国補助金を時限的に 50%から「70%~80%」に引き上げる。合わせて各市町村に、社会福祉法人を対象とした融資制度を設ける。

※ 市町村が運営費等の負担が増えることを理由に消極的になることを防ぐ。

- 7) 待機児童の解消に向けて、努力し、結果を出した市町村には、翌年度の地方交付税交付金を増額する。

## 代理受領制度と個人給付の関係について(補足)

平成21年10月30日  
全私保連常務理事 菅原 良次

### ● 今回の制度改革の基本理念

「全て(すべて)の子どもが対象」「全て(すべて)の多様なニーズに対応」

- ・上記にしていくための制度改革であり、そのための「公」と「社会」としての権利保障が前提。
- ・そのための保育を保障するためには、「質が担保」された量の保障が不可欠であり、「公」としての「提供責任と整備責任」が重要と考える。
- ・もう一つは、その為の財源確保が必要である。

「今回、それらの権利を保障する制度として3者(利用者・事業者・行政)で行う公的契約制度が考えられたといえる。(内容については別紙)」

### ○ 利用者個人への給付と代理受領制度との関係

- ・この二者の関係は直接的なものではなく、正しく捉える必要がある。
- ・代理受領は、給付したお金が、その目的である「保育」以外に使用しないようにするための制度であると考え。
- ・機関(施設)補助であってもその目的は子どもたちの「保育」のための補助である。
- ・また、個人への給付(報酬)という名称に変わっても「保育」(福祉)に使用するという本来的使用目的は変わらない。それ以外の使用は認められないと考えるのが普通である。

仮に、利用者に個人給付として直接(お金が)渡れば、保育以外に使用する恐れがある。この代理受領制度は、それを防ぐための制度でもある。

- ・そのことを前提とし基本とすれば「事業者、利用者」とも目的以外の使用は、基本的に認められないし、必然的に社会的責任を負う立場からも許されないと考えるのが常識といえる。
- ・その為にも目的以外に使用ができないよう制度設計(規制・条件)を行うことが重要となる。

### ○ 代理受領と最低基準との関係

- ・この二者の制度としての直接的関連はないと考える。

給付(補助)内容と最低基準は、保育の質、条件を子どもと保育士の処遇に、どのように保障するかについての問題であるとともに事業所運営との関係であると考え必要がある。

- ・それは最低基準の内容(給付)が高く(良く)なるか、低く(悪く)なるかの問題である。

### ○ 代理受領と運営の安定化との関係

- ・代理受領とは直接関係してくる問題ではないと考える。
- ・子どもと保育士の処遇を向上させ事業所運営の安定と運営に必要な費用は前述のように「最低基準」と「給付内容」の関係である。
- ・また、運営の安定にとって、大切なことは給付内容の善し悪しを決定付ける保育単価の計算の基礎に何を加えるかであり、計算式の中に「月単価」「規模、年齢」等の要素をしっかりと制度として盛り込むかである。

## 「今後の保育制度の新たな仕組み」論点を解明するための 障害者自立支援法と介護保険制度の比較検討について

平成21年 10月 30日

社団法人 全国私立保育園連盟  
常務理事 菅原 良次

### 《 はじめに 》

- ・ 保育制度の持続的改革を目指し「新しい仕組み」の第二ステージでの検討作業が精力的に始められている。その論議の過程で制度改革の先行事例として「介護保険制度」と「障害者自立支援法」との比較が頻繁に取り上げられてきている。
- ・ 新たに検討されている将来に向けた保育制度は、その二つの制度に組み込まれている内容及び問題点から学び、現行制度をより発展、充実させた制度になるよう努力されなければならない。
- ・ とくに、保育制度の直接的対象は乳幼児であり、日本の将来を担う子どもたちである。その子どもたちの安全と生命を守り保育(養護と教育)を保障するためには、社会全体の責任と公的責任を明確にしたものでなければならないと考える。また、そうした新しい保育制度の構築が、あらためて弱者の立場を優先する日本の社会福祉制度全体へ再構築させることにも繋がる可能性を担ったものであるとも考えられる。

以上の問題意識に基づいて、できる限り客観的な資料を目指して以下の比較表の作成を試みた。

# 1. 各制度関係の比較

※ 以下 各制度を略称。障害者自立支援法⇒「障害者自立」、  
介護保険制度⇒「介護制度」

2

## 1. 各制度関係の比較

### 1) 利用者の対象

- (1) 保育制度 → ○ 「保育に欠ける」の基準と適合する者
- (2) 障害者自立 → ○ 障害児・者として認定された者
- (3) 介護制度 → ○ 要介護者、要支援者として認定された者

### 2) 利用者への補助制度(給付)

- (1) 保育制度 → ○ 利用者の「年齢・定員(規模)・地域」別の単価に基づき機関補助(運営費、事業費、事務費) ⇒ 「公」が関与
- (2) 障害者自立 → ○ 利用者個人への補助金制度・代理受領制度  
(第一次審査) 全国共通の106項目からなる心身状況で審査、  
(第二次審査)(1~6段階)で市町村が給付を決定  
⇒ 「公」が関与し決定
- (3) 介護制度 → ○ ⇒ 「公」が関与し決定 : 下記参照

3

## 2)利用者への補助制度(給付):介護制度補足

- (3) 介護制度 ➡
- ① 現物給付 ⇒ 利用者がサービスに要した費用の10%をサービス提供者へ支払う。残り90%は、保険者(公)から事業者が受け取る(下記(注))。
  - ② 償還払い ⇒ 利用者が一旦全額支払う、後から保険給付(90%)を受け取る。  
(福祉用具、住宅改修等にこの方式が用いられる。)

(注) 利用者への個人別補助金制度

- ・ 公費(国 — 25%、都道府県 — 12.5%、市町村 — 12.5%)  
= 税金部分 + 保険料で全体の財源を確保。
- ・ 給付内容「①在宅に関するもの(12項目)②施設に関するもの(3項目)③市町村独自」等

⇒※5)に関連

4

## 3)利用者負担制度 ➡ 3制度とも「公」が関与し決定

- (1) 保育制度 ➡ ○ 応益を加味した応能負担(全国平均、保育料で約48%、「公」が約52%)
- (2) 障害者自立 ➡ ○ 基本は10%定率負担(所得に応じた上限あり・基本は応益負担の考え方)
- (3) 介護制度 ➡ ○ 介護サービス費用の10%利用者負担(利用したサービスの報酬単価の1割を自己負担する応益負担、高額介護サービス費としての払い戻し有)

## 4)利用者の認定制度 ➡ 3制度とも「公」が関与し決定

- (1) 保育制度 ➡ ○ 国の基準と市町村の基準(保育に欠ける)
- (2) 障害者自立 ➡ ○ 国の基準で市町村が審査・認定(一定期間ごと見直し)
- (3) 介護制度 ➡ ○ 保険者(市町村)が要介護度認定(一定期間ごと見直し)

5

## 5) 利用入所のための認定基準の決定 → 3制度とも「公」が関与し決定

- (1) 保育制度 → ○国の政令に基づき市町村が条例で基準制定
- (2) 障害者自立 → ○国と市町村の障害程度区分「非該当、1～6」
- (3) 介護制度 → ○国・自治体の要介護度基準「要支援1・2」と「要介護1～5」の7段階

## 6) 施設の利用方法

- (1) 保育制度
  - (2) 障害者自立
  - (3) 介護制度
- 各制度とも ○ 行政(市町村)  
: いずれの制度も利用者本人、保護者による自己申請

## 7) 契約形態・利用の仕組みの制度

- (1) 保育制度 → ○事業所(保育所)と行政との委託契約並びに利用者と行政の利用契約
- (2) 障害者自立 → ○利用者と事業主体との契約
- (3) 介護制度 → ○利用者と事業主体との契約

6

## 8) 事業主体・参入状況

- (1) 保育制度 → ○企業含む多様な経営主体による認可保育所
- (2) 障害者自立 → ○第二種社会福祉事業対象については企業含む多様な経営主体  
(但し実態としては企業参入は少ない、採算性等も課題) ※
- (3) 介護制度 → ○企業含む多様な経営主体(市場化が導入されていることから民間を中心事業展開の状況) ※

※(2)障害者自立(3)介護保険ともに「都道府県・政令市・中核市が、要法人格等の国が示した指定基準を元に指定する。また、市町村でも基準該当として非法人等の基準を元に事業者指定できるが、基準該当は、指定市町村内でのみでしかサービス提供できない。」

## 9) ナショナルミニマム、セーフティーネット(利用者・従事者の処遇・生活保障)

- (1) 保育制度 → ○児童福祉施設最低基準(問題点が多い・基準の向上が課題)
- (2) 障害者自立 → ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (3) 介護制度 → ○介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)  
介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)(指定基準)  
介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準について(平成12年老企第44号(基準通知))

7



## 2. 利用者、従事者から寄せられている 障害者自立支援制度と介護保険に対する 批判と問題点

8

### 1) 障害者自立支援法関係

～ 利用者、従事者から寄せられている批判と問題点 ～

- ① 本人負担10%と応益負担制度導入による障害者の負担増  
：補助単価を上げると利用者負担率も上がる連動もネック
- ② 自立支援医療費の問題
- ③ 地域生活支援事業の問題
- ④ 障害者を支援するヘルパーの処遇、人員不足

9

## 2) 介護保険制度関係

### ～ 利用者、従事者から寄せられている批判と問題点 ～

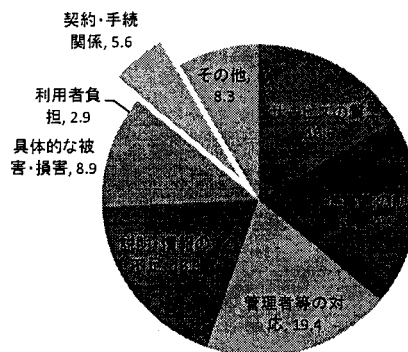
○ 介護保険制度について実際に寄せられた苦情をサービス種類別、内容別に分類すると次のとおりとなる。ちなみに契約・手続き関係のものは全体の5.6%に留まっている。

(下記 参考『月例調査と苦情事例から見た東京都における介護サービスの苦情相談白書 平成21年度版—平成20年度実績—』(H21.8 東京都国民健康保険団体連合会)より引用)

#### (参考)《苦情内容別の割合》

「サービス提供、保険給付の苦情割合42.9% (1,569件)中、従事者の態度19.6%(307件)、管理者等の対応19.4%(304件)、説明・情報の不足18.9%(296件)であり、この3種の苦情内容で約6割を占めている。」

平成20年度苦情内容別の割合 (累計:1,569件)



10

## 3. 二つの「制度」の検討すべき特徴と問題点

11

- ① 利用者からの苦情と問題点の指摘は「負担、給付、供給体制(量)、認定基準(対象範囲)」に集中している。(利用者、関係者の苦情・不満等をもとに制度内容の見直しが数回行われている。)
- ② 「公」の制度内容への「関与のあり方、補助単価・内容、負担のあり方」に対する疑問と問題指摘が多い。⇒ このことは、①との関係で検討が重要である。
- ③ ただし、各制度ともに「公」の関与と制度(規制)のもとに運営されている事業体によって実施されていることはまったく同様である。
- ④ 一方、利用者と事業者との「契約」と「代理受領、現物補助、償還払い、保険支払い」の仕組みに対する苦情・問題指摘は少ない。  
⇒ あるのは上記の①、②の問題である。
- ⑥ 上記「①、②」と「③」との関係、特に仕組みの基本である「③」と寄せられている苦情との関係、具体的に繋がるものがあるか。また「③」の制度であるが故に「①、②」を悪くしている原因となっているか。について具体的に検証する必要がある。  
⇒ 資料を分析する限り③が寄せられている苦情と具体的な関係が見られない。
- ⑦ 以上について、冷静に分析、検討することが「保育制度」の「新しい仕組みづくり」にとって重要な課題である。
- ⑧ なお、多様な経営主体の参入については「保育・介護・障害者自立」事業とも法的に制度化されている(再掲)。

12

## 4. 最近の動向について

- なお、障害者自立支援法、介護保険制度とも制度の法制化は、社会的、国民的支  
持を一つの理由に作られたといえる。
- ただし、規制改革の推進等、とくに効率化優先(= 安く)という政治的潮流(流れ・  
主流)の中で作られたという客観情勢があり「給付・公の補助・10%本人負担(とく  
に基本は応益の考え方)、認定条件、サービス供給の不足」等を決定する「基準」に  
当初から深刻な多くの問題を含んでいたといえる。さらに、障害児保育の一般財源化  
の問題も上記の問題を重層化させている。
- さらに支援法については介護保険のような十分な準備期間もなく一年程で法律を  
つくり上げた経緯もあり、違憲とする訴訟も行われている。
- 上記のような状況から「介護・障害者」ともさまざまな手直し、改正が現在も行われ  
つつある。

13

## 緊急アピール

平成21年10月9日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛子

### 子どもの育つ環境を壊さないでください

#### 認可保育所の最低基準の堅持を！

総務省政務三役会議で、地方分権改革の観点から、児童福祉施設等最低基準の地方への移譲が検討され、認可保育所等の設置基準を市町村で定めるよう省令改正の調整を指示、との報道が10月7日にされました。

全国2万1千か所の認可保育所を会員とする全国保育協議会と18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、現在、保育所に入所している210万人の子どもが育つ保育環境を壊す、最低基準の地方公共団体への移譲に断固反対を表明します。

#### 1. 子どもの最善の利益を追求するためには、現在の最低基準を上回る環境整備が必要です。

認可保育所は、最低基準以上の環境（保育士の配置・設備基準）を整えて保育を行っています。このことは、待機児童対策のために定員の弾力化(125%)を行う場合も同様です。しかし、現行の最低基準でさえ、保育士の面でも設備面でも子どもの育つ環境として厳しい状況にあります。

#### 2. 児童福祉施設最低基準は国の責任により堅持されるべきです。

現在国が定めている最低基準を地方公共団体に委ねることは、地方の財政が逼迫している状況から、現在よりも低い基準とされる可能性が否めません。そのことは、すなわち子どもの育ちを壊すこととなります。最終的に子どもの不利益を与えるような可能性がある最低基準の移譲に私たちは断固反対します。

#### 3. 児童福祉の理念を崩壊させることに反対します。

「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を踏まえ、地域によって育ちの保障に違いをつくらないように、児童福祉施設最低基準は国が責任をもって確保するべきです。

#### 4. 待機児童の問題は、国が責任をもって財源を確保し解消すべきです。

待機児童の解消は、わが国全体の課題です。財政の逼迫している地方公共団体に認可保育所の整備の責任を委ね、結果として地方の格差を広げること、その悪影響を子どもに強いることがあってはなりません。わが国全体の宝である子どもを守り育てる責任とそのための財源等の確保は国が責任をもって行うべきです。

※機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業（全国社会福祉協議会実施）では、  
現行の保育所環境の厳しい状況が明らかになり、その改善が提言されています。

概要版 [http://www.shakyo.or.jp/research/2009\\_pdf/gaiyou.pdf](http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/gaiyou.pdf)

全体版 <http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> （以下は、その一例です。）

- (1) 2歳未満児：3.3 m<sup>2</sup>/人⇒4.11 m<sup>2</sup>/人、  
3歳以上児：1.96 m<sup>2</sup>/人⇒2.43 m<sup>2</sup>/人  
以上が必要です。

- 最低基準を守っていても、食事のときに子どもが机に  
まっすぐ座ることでできなかつたり、ひじがあたったり  
する状況で食事をしている保育所があります。  
保育士が食事を介助するスペースの確保も大変です。

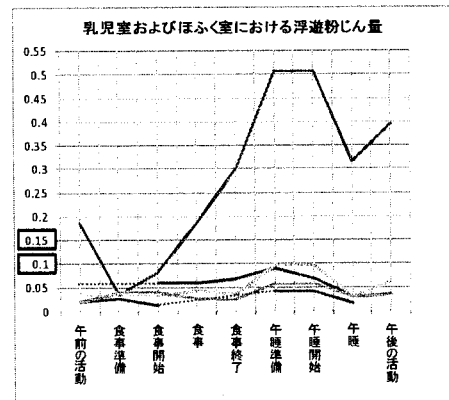


- (2) 食事と午睡の場を分けることができる空間の広さが必要です。

- 食事中の子どもがいても、午睡の布団を敷く必要があるので、子どもに食事の場所を移  
動してもらわざるを得ないこともあります。

- (3) 子どもに衛生的な環境を提供する必要があります。

- 食事をしている傍らで布団を敷くので、粉塵が舞う  
中で、子どもは食事をし、午睡をしています。  
安心、安全に生活できる空間を提供する必要があります。



- (4) 子どもを詰め込むのではなく、生活する環境を提供することが必要です。

- 最低基準を守っている認可保育所でも、部屋  
いっぱいには布団を敷かざるをえない状況もあり  
ます。子どものためには、保育士の見守り  
や添い寝ができる空間を確保することも必要  
ですが、それもかきません。  
自治体の基準で設置している「認証保育所」  
の環境(2.5 m<sup>2</sup>/人)ではより厳しくなります。



<本件に関する問合せ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部 全国保育協議会事務局（担当：今井、小川）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail [zenhokyo@shakyo.or.jp](mailto:zenhokyo@shakyo.or.jp)

# 地方分権改革推進委員会 第3次勧告（概要）

平成21年10月

## 見直し対象は、枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

|     | 具体的に講ずべき措置を提示した条項数 |
|-----|--------------------|
| (a) | 142                |
| (b) | 166                |
| (c) | 584                |
| 計   | 892                |

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→ 「廃止又は条例への委任」へ見直し

- ・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
  - ①「従うべき基準」 ②「標準」 ③「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認）

→ 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→ 「廃止又は単なる奨励（「できる」「努める」等）」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。  
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう（今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。）。

## 第2章 地方自治関係法制の見直し

○ 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断

○ 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

## 第3章 国と地方の協議の場の法制化

○ 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

# 第 3 次 勧 告 (抄)

～ 自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ ～

平成 2 1 年 1 0 月 7 日

地方分権改革推進委員会

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| はじめに  | 1  |
| 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大                                   | 3  |
| 1 義務付け・枠付けの見直しの経緯   | 3  |
| 2 3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識                                  | 4  |
| 3 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針                                  | 5  |
| (a) 施設・公物設置管理の基準  | 5  |
| (1) 見直し対象範囲   | 6  |
| (2) 見直しの方法  | 6  |
| (3) 条例へ委任する場合の制定主体  | 7  |
| (4) 条例制定に関する国の基準  | 7  |
| (b) 協議、同意、許可・認可・承認  | 9  |
| (1) 見直し対象範囲   | 9  |
| (2) 具体的に講ずべき措置の方針   | 9  |
| (c) 計画等の策定及びその手続  | 12 |
| (1) 見直し対象範囲   | 12 |
| (2) 計画等の策定及びその内容の義務付け((イ)及び(ロ))に係る具体的に講ずべき措置の方針             | 12 |
| (3) 計画等の策定の手続((ハ))のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針      | 14 |
| (4) 計画等の策定の手続((ハ))のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針         | 15 |
| (5) 計画等の策定の手続(私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等)の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針 | 15 |
| 4 3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置                                | 16 |
| 5 3つの重点事項以外の取扱い   | 35 |
| 6 義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組み                           | 35 |
| (1) 義務付け・枠付けに関する立法の原則                                       | 35 |
| (2) チェックのための仕組み   | 35 |
| 7 今後に向けて  | 37 |
| 第2章 地方自治関係法制の見直し  | 40 |
| 1 地方自治体における行政委員会の必置規制の見直し                                   | 40 |
| (1) 教育委員会   | 41 |
| (2) 農業委員会   | 42 |
| 2 地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大                              | 43 |



第3章 国と地方の協議の場の法制化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

別紙1 3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置

別紙2 条例委任する場合の基準設定の種類

別紙3 (c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文

## はじめに

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を、一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。こうした考えの下、地方分権改革推進委員会（以下「当委員会」という。）は、今次の地方分権改革の目標を、地方自治体を自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政治の舞台としての「地方政府」に高めていくことと設定し、これまで97回に及ぶ委員会を開催し、精力的に調査審議を進めてきた。

当委員会は、これまでに2次にわたる勧告を内閣総理大臣に提出し、地方分権改革の具体策を政府に提言してきた。

第1次勧告（平成20年5月28日）では、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにするとともに、それに基づいて、「重点行政分野の抜本的見直し」、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「補助対象財産の財産処分の弾力化」について取り上げた。

続く第2次勧告（平成20年12月8日）では、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」と「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」について勧告を行った。

この第3次勧告（以下「本勧告」という。）は、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「地方自治関係法制の見直し」及び「国と地方の協議の場の法制化」を三つの大きな柱としている。

本勧告の三つの柱のうち、一つ目は「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」である。

自治行政権の分権については、第1次地方分権改革において、機関委任事務制度の全面廃止等広い意味での関与の縮小廃止について大きな成果が得られたところである。「地方政府」の確立に向け、当委員会において必ず果たさなければならない課題、それが自治立法権の分権であった。この分権のためには、地方自治体の条例制定権の拡大が必要であり、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが必要となる。当委員会は、これを「義務付け・枠付けの見直し」という改革テーマとして設定し、平成19年4月の委員会設置以来取り組んできた。膨大な作業、長時間にわたる調査審議を重ねるとともに詳細な検討を行い、ここに今次分権改革としての結論を得るに至った。

すなわち、第2次勧告において、義務付け・枠付けの対象範囲を整理し、その存置を許容する場合等のメルクマール（判断基準）を設定した上で、メルクマールに該当しない4,076条項の見直し対象条項については、条例制定権の拡大を図る方向で見直しを行う必要があると判断した。本勧告においては、その第1章で、第2次勧告において、メルクマールに該当せず見直しを行うべきとされた義務付け・枠付けに係る条項のうち、

特に問題があるとした事項である、(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続（以下「3つの重点事項」という。）について具体的に講ずべき措置の方針を整理した上で、3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置を提示した。また、3つの重点事項以外の見直し対象条項についても、第2次勧告に基づき具体的に見直し措置を講ずべきことを提言することとした。

三つの柱のうち、二つ目は「地方自治関係法制の見直し」である。

「地方政府」の確立のためには、地方自治体が自らの判断と責任においてその組織と財務のマネジメントを改革していくことを可能とするため、現行制度を見直していく必要がある。

こうした観点から、本勧告第2章では、行政委員会の必置規制の見直しと地方自治体の財務会計における透明性の向上等を提言することとした。

三つの柱のうち、最後は「国と地方の協議の場の法制化」である。

当委員会は「地方政府」の確立に向け調査審議を重ね、累次の勧告を行ってきているが、今後とも、国と地方を巡る様々な法令・制度の制定改廃は絶え間なく続くものであり、その際、国は地方自治体の自主性・自立性が確保されるように配慮し、同時に、地方の現場の実態等を聴取し、事務が円滑に行われるよう万全を期す必要がある。

そこで、本勧告第3章では、国と地方の協議の場の法制化に関し提言を行うこととした。

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

### 1 義務付け・枠付けの見直しの経緯

第2次勧告では、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象としたところである。この範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）について、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」への該当・非該当についての当委員会としての判断を示し、メルクマールに該当しないという結論を得た条項について、

- ① 廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
- ② 手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- ③ 手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、

のいずれかを見直しを行う必要があると勧告した。

また、このうち、

- (a) 施設・公物設置管理の基準
- (b) 協議、同意、許可・認可・承認
- (c) 計画等の策定及びその手続

については「特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る」こととしていた。

第2次勧告を受けて、各府省に対し、(a)～(c)の3つの重点事項に該当するものについて、上記の方針に従って見直しを行うことを求めて調査を実施した。加えて、各府省から回答を得た後に、当委員会として、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているもの、法的効果等に着眼して特に調査審議が必要であるもの等について各府省からヒアリングを実施した。

これらの取組みを踏まえて取りまとめた「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（以下「中間報告」という。）では、3つの重点事項の具体的に講ずべき措置の方針について、委員会として一定の整理を行ったところである。

その後、当委員会のワーキンググループ<sup>1</sup>において、各府省に対して、3つの重点事項についての方針に沿って、個別条項ごとの見解を提示し、これに対する各府省の見解を求める調査（以下「WG調査」という。）を行うとともに<sup>2</sup>、中間報告で示した

<sup>1</sup> 平成20年10月以降、小早川委員の統括の下に一橋大学高橋滋教授、東京大学斎藤誠教授の参加を得てワーキンググループを構成したものであり、義務付け・枠付けの見直しに関する検討作業を実施した。

<sup>2</sup> 「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について(依頼)」(平成21年7月2日府分権第80号)

方針について、その法的効果等について特に調査審議が必要であるもの等について、関係省からヒアリングを実施した。これらの作業を踏まえて、この度、3つの重点事項について具体的に講ずべき措置に関する当委員会としての結論を得たところである。

なお、このことは、見直しの対象が3つの重点事項に限られることを意味するものではない。第2次勧告に従い、メルクマール非該当の見直し対象条項のうち、3つの重点事項以外についても、廃止又は条例への委任等の見直しを行うべきである。

## 2 3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識

3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識は以下のとおりである。

(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続は、それぞれ形態を異にするものであることから、第2次勧告で示したとおり、見直しの方針はそれぞれ異ならざるを得ない。

(a)～(c)の3つの重点事項の見直しに当たっては、法律の規定そのものを廃止する、すなわち、その事務を行うかどうか、行う場合に手続、判断基準等を条例で定めるかどうかを含めてすべてを地方自治体が判断するという選択肢は、いずれの場合についても第一に検討されるべきである。もっとも、地方自治体の事務の処理又はその方法の義務付けを問題とする義務付け・枠付けの見直し作業においては、現行の規定そのものを廃止する結論が得られない場合も想定され、その場合においては、現行の規定を見直して、地方自治体に対して奨励する規定、条例に委任する規定等に移行する選択肢も許容せざるを得ない。

具体的には、現行の規定そのものの廃止が困難である場合には、

(a) 施設・公物設置管理の基準の義務付けの見直しは、基準の条例への委任という方向が検討されるべきであり、その際には、条例制定の主体、条例制定に当たって地方自治体に課すことが許容される制約の程度が主たる問題になる。

(b) 協議、同意、許可・認可・承認の義務付けの見直しは、より弱い形態への移行が検討されるべきである。

(c) 計画等の策定及びその手続の義務付けの見直しは、「できる」規定化、例示化等により単なる奨励にとどめるということが検討されるべきである。

付言すると、各府省からの回答や各府省からのヒアリングにおいては、各府省から、義務付け・枠付けの見直しによって住民サービスが低下するおそれがあること、規制が緩和されて本来の政策目的が達成されなくなるおそれがあること、国の方針と整合性が確保されなくなるおそれがあることへの懸念が繰り返し表明された。例えば、施

設・公物設置管理の基準を条例に委任すれば、その基準に従って地方自治体が提供しているサービスの水準が切り下げられるのではないか、協議、同意、許可・認可・承認、また、計画等の策定及びその手続が見直されれば、地方自治体の施策は国の方針と整合性を確保し又は適正な手続に従って行われなくなるのではないか、ということであった。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。

なお、全国知事会、全国市長会の提言等に盛り込まれている事項では、現行の基準の変更を求め、また、国の関与からより自由な地方自治体の施策を求める具体的なニーズを主張しているものも多い。しかしながら、こうした現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、また、国の関与を残したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたり、関与の行使内容を変化させたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。

### 3 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針

#### (a) 施設・公物設置管理の基準

##### 第2次勧告(抄)

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 基準の全部の廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- ② 基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容
- ③ 基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

## (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、地方自治体又はその機関<sup>3</sup>が施設・公物<sup>4</sup>を設置し、又は管理するに当たって、次のいずれかの義務付けに該当するもの（国又は都道府県若しくはその機関が協議を受け、又は同意、許可・認可・承認、指定等を行うに当たってこれらを条件としているものを含む<sup>5</sup>。以下「見直し対象施設等基準」という。）。

- ・ 整備・確保すべき施設・公物の総量
- ・ 施設・公物の構造・設備、施設・公物に配置する職員の数<sup>6</sup>・資格
- ・ 施設・公物に配置する職員であることに着目した職員給与・研修
- ・ 施設・公物の利用者資格・利用者数

## (2) 見直しの方法

見直し対象施設等基準について、当該基準に係る規定そのものを廃止<sup>7</sup>するか、又は条例へ委任の措置を講ずる。

ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から文書で回答がある部分については、法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていると判断できることから、その存置を許容する。次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するよう新たに見直しを行うものについても同様である。なお、当該所管府省においては、条例を制定することが許容されていることについて、地方自治体に十分周知する等所要の措置を講ずべきである。

(イ) 見直し対象施設等基準（政省令、告示への委任規定を含む場合には、当該政省令、告示の内容を含む。）について、定量的、個別具体的な文言を何ら含まないこと。

(ロ) 見直し対象施設等基準について、当該基準の内容を、定量的、個別具体的に定

<sup>3</sup> 施設・公物の設置、管理に当たっての事務の処理又はその方法を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。

<sup>4</sup> 建築物その他の工作物のうち土地、自然公物に定着するものをいう。物的施設のほか、物的設備・器具、人的手段等を含めた総合体を指す。庁舎、事務所等、地方自治体又はその機関自身の使用に供する目的のものは含まない。

<sup>5</sup> 対象条項において、これらの事項のみでなく他の事項をあわせて基準を定めている場合、見直しを求める対象はこれらの事項に限定されるものではなく、対象条項において定める基準の全部である。

<sup>6</sup> 個々の施設・公物に配置する職員の数のみでなく、施設・公物に配置する職員について地方自治体単位でその総数を定めているものを含む。

<sup>7</sup> 「廃止」とは、基準の全部の廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）によって、基準を条例で設定するか否かを含めて地方自治体の判断によるものとする見直しである。努力義務、配慮義務など、個別具体的な方法を含まない一般的な原則・方針にとどめる見直しを行う場合を含む。他方、単に基準の一部を廃止する場合は含まない。これは、ある基準が複数の条項にまたがって規定されているときに、このうちの一部の条項で定める基準を廃止する場合についても同じである。

めるために、条例を制定することが許容されていること<sup>8</sup>。

WG調査に対する回答において上記(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から回答があった見直し対象施設等基準に係る法律条項については、別紙1別表1の「見直しの方針」欄に「存置」と記載した上で、「備考」欄に「条例制定許容」と記している。

なお、見直し対象施設等基準に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は『「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール』に該当すると判断できるものについては、それに係る部分の内容の義務付けは存置を許容する。

### (3) 条例へ委任する場合の制定主体

条例に委任する場合、条例制定の主体は、当該基準に係る施設・公物の設置管理の事務を担当する地方自治体とする。

例えば、設置管理の基準については設置管理の主体であり、許認可等の基準については許認可等の主体である<sup>9</sup>。また、設置管理に当たって許認可等が不可欠である場合には、許認可等によってはじめて設置管理が可能になるものであることから、設置管理の基準に従って許認可等が行われるものとされているときは、設置管理の基準＝許認可等の基準は許認可等の主体が定めるものとすべきである。

なお、第1次勧告において、市町村への権限移譲が勧告されているものについては、権限移譲されることを前提として条例制定の主体を判断する。

### (4) 条例制定に関する国の基準

条例への委任は、条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべきである。このような観点から、条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべきである。

条例へ委任する場合における条例制定の基準（以下「条例制定基準」という。）については、現行法令では「従うべき基準」型、「標準」型、「参酌すべき基準」型の3つに類型化できる（別紙2「条例委任する場合の基準設定の類型」参照）。

このうち、施設・公物設置管理の基準を条例で制定するに当たって、「従うべき基

<sup>8</sup> 当該基準の内容そのものについて定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することを許容しているものである。当該基準の内容について、いわゆる上乗せ、横出しを定める条例を制定することを許容しているものは含まない。

<sup>9</sup> 許認可等ではなく、届出が義務付けられている場合にも、届出の相手方が基準に照らして是正措置等を行うことが想定されているものであり、届出の相手方が基準を設定すべきものと判断する。



準」又は「標準」を国が設定するのは次の場合に限るものとし、見直し対象施設等基準の内容を条例制定基準に移行する場合も同様とする。

(イ) 「従うべき基準」

国が設定する「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものである。この「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物の利用者の資格のうち的基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

(ロ) 「標準」

国が設定する「標準」は、通常よるべき基準である。すなわち、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるものである。こうした基準を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物について全国の見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

他方、「従うべき基準」及び「標準」と異なる性格を有するものとして「参酌すべき基準」という立法例がある。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第4号及び第2項第3号では「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準」と規定されている。この「参酌すべき基準」については、国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すものであることから、これを十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で条例が制定されなければならない。しかしながら、法的には、条例の内容そのものを直接的に拘束しているものではない。十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されているものであることから、見直し対象施設等基準のうち必要最小限のものを、条例制定に当たって「参酌すべき」基準として規定することは許容する。

なお、この「参酌すべき基準」については、その法的性格をここで整理したとおり、

地域の実情に応じて、地方自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであることから、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するもの<sup>10</sup>ということができる。

## (b) 協議、同意、許可・認可・承認

### 第2次勧告(抄)

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 市町村が国、都道府県に対して行う協議、都道府県が国に対して行う協議<sup>11</sup>
- (ロ) 市町村が国、都道府県から受ける同意、許可・認可・承認、都道府県が国から受ける同意、許可・認可・承認<sup>11</sup>

### (2) 具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、同意を要する協議及び同意を要しない協議については、(i)の場合には同意を要する協議を、(ii)の場合には同意を要しない協議を許容する。また、許可・認可・承認については、(iii)の場合に限定する。なお、(i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を

<sup>10</sup> 当委員会では、これまで、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)の法令による義務付けについて条例による補正(補充・調整・差し替え)を許容することを、「地方自治体による法令の『上書き』を確保しようとするもの」と位置付けてきた。一方、この「参酌すべき基準」の場合には、同様に法律から条例に委任するときに条例の制定基準の一種として設定されるものであるものの、法令は一定の「基準」を示しつつ、これを(「従うべき」ではなく)「参酌すべき」ということが「法令の規範内容」である。このような「法令の規範内容」そのものは「上書き」されるものではないが、法令が示す一定の「基準」については「法令の規範内容」に沿って「参酌」されるものであり、その結果、法令が示す一定の「基準」と異なる「基準」が条例で定められることは許容されるものである。したがって、現在、国の法令で設定されている基準を条例に委任することとした上で、必要最小限のものを「参酌すべき基準」に移行させる見直しについても、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

<sup>11</sup> 協議を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。また、新設、変更、廃止それぞれについて協議が義務付けられている場合には、これらの条項すべてをここを含む。他方、法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議を行い、又は施設管理者の同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行うものは除く。

許容するものと位置付けられているものである<sup>12</sup>。

(i)～(iii)のいずれにも該当しない場合には、(iv)の場合に意見聴取、(v)の場合に事前報告・届出・通知、(vi)の場合に事後報告・届出・通知をそれぞれ許容し、いずれにも該当しない場合には廃止する。

なお、(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。

(i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

- (a)<sup>13</sup> 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
  - (b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合
- ① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ② 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

(ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

- ① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合
- ③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)

<sup>12</sup> 「地方分権推進計画」では「地方公共団体」と表記しているものを、ここでは「地方自治体」と表記している。

<sup>13</sup> (i)のうち(a)(b)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、同意を要する協議を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①から③に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

が特にその処理の適正を確保する必要があるもの。

- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

(iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d)<sup>14</sup> 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
- (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
- (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

(iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合

(v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの

(vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

<sup>14</sup> (iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

## (c) 計画等の策定及びその手続

### 第2次勧告(抄)

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである(計画等の策定手続のうち、(b)協議、同意、許可・認可・承認に該当するものについては、(b)に掲げる方針による)。

- ・ 計画等の策定の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
  - ・ 計画等の内容の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- 又は条例制定の余地の許容
- ・ 計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)又は条例制定の余地の許容

### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等(以下「計画等」という。)の策定の義務付け<sup>15</sup> <sup>16</sup>
- (ロ) 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)の義務付け<sup>16</sup>
- (ハ) 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの
  - ・ 議決(当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。)、協議・調整・意見聴取等・同意(当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、(b)の対象となるものを除く。)、認定
  - ・ 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等<sup>16</sup>

### (2) 計画等の策定及びその内容の義務付け((イ)及び(ロ))に係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、(イ)及び(ロ)については義務付けを廃止する。具体的には、次のいずれかの措置を講ずることとする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

<sup>15</sup> 計画等の策定及びその手続を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。ただし、計画等が、国、都道府県に対する協議、同意、許可・認可・承認の対象となる計画等の策定に係るものは含むが、その申請に当たって添付すべき書類の一つとされているにとどまる場合は含まない。

<sup>16</sup> A法で策定を義務付けている甲計画について、B法で甲計画の計画内容を変更する義務付け又は甲計画の策定手続を変更する義務付けを行っている場合には、A法のみでなく、B法による義務付けも含む。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
- ・計画等の策定に係る規定の「できる」規定化<sup>18</sup>又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化

ただし、計画等の内容に次の①～③に係る部分を含む場合には、計画等の策定及び①～③のそれぞれに係る部分の内容の義務付けの存置を許容する。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

なお、計画等の内容に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについても同様である。

また、計画等の内容に次の④に係る部分を含む場合には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
  - ・④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化
  - ・（④に係る部分を含むが、①～③に係る部分と不可分である場合）計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

なお、財政上、税制上又は法制上の特例措置が講じられる内容が複数含まれ、個々に分離して措置を講ずることが許容される場合には、常に、そのすべての記載をしなければならぬものではなく、個々がそれぞれ独立して任意的記載事項であることを明確化する。

<sup>17</sup> 計画等の策定及びその内容に係る規定としては廃止し、施策・事務に係る規定の範囲内で存置するものは、計画等の策定及びその内容の義務付けとしては廃止されたものと判断できる。

<sup>18</sup> 法律上の要件に該当する場合であっても策定する必要があるかどうかを選択できるものであることを明確化するために、「地方公共団体は、（一定の要件に該当する場合に）……できる。」と改めることをいう。

(3) 計画等の策定の手続 (ハ) のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る  
具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲の(ハ)のうち、議決・協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもの（以下「見直し対象意見聴取等義務」という。）のうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く。）<sup>19</sup>については、見直しの方針は(b)と同様である。

これ以外については、見直し対象意見聴取等義務に係る規定そのものを廃止するか、又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

ただし、議決、同意に係るものについては次の①の場合に限定して存置を許容し、また、協議・調整・意見聴取等については次の①～④の場合に存置を許容する。

- ① 当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合
- ② 具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合
- ③ 地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合
- ④ 地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合

なお、見直し対象意見聴取等義務のうち、①～④に該当するとして存置が許容されるもの以外の条項については、見直し後、必要に応じて地方自治体が条例で議決、協議・調整・意見聴取等・同意（以下「私人等からの意見聴取等」という。）の手続を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることを許容しないことになる場合においては、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

<sup>19</sup> 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議・調整・意見聴取等を行い、又は施設管理者の同意を得ることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議・調整・意見聴取等を受け、又は同意を行うものは除く。

(4) 計画等の策定の手続（ハ）のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲の（ハ）のうち、公示・公告・公表、閲覧・縦覧等（以下「公示・公告・公表等」という。）に係るものについては、公示・公告・公表等に係る規定そのものを廃止するか、又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

ただし、次の①～③の場合に限定して存置を許容する。

- ① 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合
- ② 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合
- ③ 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合

(5) 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針

(1) の見直し対象範囲の（ハ）のうち私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の方法を個別具体的に特定しているもの（以下「見直し対象個別具体的方法義務」という。）は、見直し対象個別具体的方法義務に係る規定そのものを廃止するか、又は例示化する（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

なお、見直し対象個別具体的方法義務については、見直し後、必要に応じて、地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る見直し対象個別具体的方法義務について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を定めることを許容しないことになると解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定することができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。



3つの重点事項の個別条項について具体的に講  
ずべき措置

別表 1 : 施設・公物設置管理の基準 . . . . . 1 - 1

別表 2 : 協議、同意、許可・認可・承認 . . . . . 1 - 3 1

別表 3 : 計画等の策定及びその手続 . . . . . 1 - 4 5

## 別表1の凡例

### (a) 施設・公物設置管理の基準

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄のうち、「概要」欄は、見直しの対象範囲となった施設・公物設置管理の基準の概略を示し、「該当条文」欄には、該当条文のうち見直し対象となる部分に下線を付した。
3. 「条例制定の主体」欄の記号の意味は、次のとおり。  
「1」: 都道府県(大都市等に関する特例等により、指定都市等を含む場合もある。)  
「2」: 市町村  
「3」: 都道府県及び市町村
4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
  - ① 見直し対象施設等基準の一部が、第2次勧告で示した「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」(以下、「メルクマール」という。)に該当する場合。(該当する部分の内容の義務付けについては、存置を許容。)
  - ② 法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されていることが確認された場合。(「条例制定許容」と記しており、存置を許容。(第0章3(a)(2)ただし書き関連))
  - ③ 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

| 分野 | 通番 | 法律                                | 条     | 項   | 見直し対象             |  | 講ずべき措置   |         | 備考                 |
|----|----|-----------------------------------|-------|-----|-------------------|--|----------|---------|--------------------|
|    |    |                                   |       |     | 概要                | 該当条文(下線部)  | 見直しの方針   | 条例制定の主体 |                    |
| 9  | 13 | マンションの建替えの円滑化等に関する法律              | 第120条 | 第1項 | 高齢者向け公共賃貸住宅への入居基準 | (高齢者向け公共賃貸住宅への入居)<br>第百二十条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出した者が高齢者居住安定確保法第四十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。  | 廃止又は条例委任 | 3       |                    |
|    |    |                                   | 第121条 | 第1項 | 市町村借上住宅への入居基準     | (市町村借上住宅への入居)<br>第百二十一条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出した者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。  | 廃止又は条例委任 | 2       |                    |
| 10 | 2  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第3条   | 第1項 | 認定こども園の設備・運営基準    | (教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等)<br>第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合)にあっては、都道府県の教育委員会(以下同じ。)の認定を受けることができる。<br>一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。<br>二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。<br>三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。<br>四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。 | 廃止又は条例委任 | 1       | 参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化 |

| 分野 | 通番 | 法律                                | 条     | 項   | 見直し対象          |   | 講ずべき措置   |         | 備考                 |
|----|----|-----------------------------------|-------|-----|----------------|---|----------|---------|--------------------|
|    |    |                                   |       |     | 概要             | 該当条文(下線部)   | 見直しの方針   | 条例制定の主体 |                    |
| 10 | 2  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第3条   | 第2項 | 認定こども園の設備・運営基準 | <p>2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「<u>幼保連携施設</u>」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、<u>満三歳以上の子ども</u>に対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に<u>入所していた子ども</u>を引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>三 <u>文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準</u>を参照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</p> | 廃止又は条例委任 | 1       | 参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化 |
|    |    |                                   | 第5条   | 第2項 | 認定こども園の表示基準    | <p>2 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、<u>子の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示</u>をしなければならない。</p>   | 廃止又は条例委任 | 1       |                    |
| 10 | 3  | 学校教育法                             | 第3条   |     | 学校の設置基準        | <p>第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、<u>文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準</u>に従い、これを設置しなければならない。</p>  | 廃止又は条例委任 | 1       |                    |
|    |    |                                   | 第128条 |     | 専修学校の設置基準      | <p>第百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について<u>文部科学大臣の定める基準</u>に適合していなければならない。</p> <p>一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数</p> <p>二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境</p> <p>三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備</p> <p>四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱</p>   | 廃止又は条例委任 | 1       |                    |
|    |    |                                   | 第129条 | 第2項 | 専修学校の校長資格      | <p>2 専修学校の校長は、<u>教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者</u>でなければならない。</p>   | 廃止又は条例委任 | 1       |                    |
|    |    |                                   | 第129条 | 第3項 | 専修学校の教員資格      | <p>3 専修学校の教員は、<u>子の担当する教育に関する専門的な知識又は技能</u>に関し、<u>文部科学大臣の定める資格を有する者</u>でなければならない。</p>   | 廃止又は条例委任 | 1       |                    |

| 分野 | 通番 | 法律    | 条       | 項   | 見直し対象                 |  | 講ずべき措置   |         | 備考 |
|----|----|-------|---------|-----|-----------------------|--|----------|---------|----|
|    |    |       |         |     | 概要                    | 該当条文(下線部)  | 見直しの方針   | 条例制定の主体 |    |
| 21 | 6  | 児童福祉法 | 第24条    | 第1項 | 保育所の利用者基準             | 第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第三項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。 | 廃止又は条例委任 | 2       |    |
|    |    |       | 第24条の12 | 第1項 | 指定知的障害児施設の従業者の資格      | 第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。  | 廃止又は条例委任 | 1       |    |
|    |    |       | 第24条の12 | 第2項 | 指定知的障害児施設の設備・運営基準     | ② 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。   | 廃止又は条例委任 | 1       |    |
|    |    |       | 第35条    | 第2項 | 都道府県が設置する児童福祉施設の職員の資格 | ② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。   | 廃止又は条例委任 | 1       |    |
|    |    |       | 第45条    | 第2項 | 児童福祉施設の設備・運営基準        | ② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。   | 廃止又は条例委任 | 3       |    |
| 21 | 12 | 老人福祉法 | 第17条    | 第2項 | 老人福祉施設の設備・運営基準        | 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。   | 廃止又は条例委任 | 3       |    |

## 別表2の凡例

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可・認可・承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行う者は、括弧内に記した。  
 (例)・同意協議(大臣):大臣の同意を要する協議 (同意のみの場合を含む)  
 ・協議(知事):知事への協議
3. 「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は以下のとおりである。  
 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

| 「講ずべき措置」欄の記号 | 本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応)<br>【 】内は本文の記述箇所  | 具体的に講ずべき措置  |
|--------------|---|-------------|
| 1a           | 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合<br>【(b)(2)(i)(a)】  | 同意を要する協議を許容 |
| 1b           | 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的な基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合<br>【(b)(2)(i)(b)】   |             |
| 1①           | 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの<br>【(b)(2)(i)①】 |             |
| 1②           | 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの<br>【(b)(2)(i)②】                          |             |
| 1③           | 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの<br>【(b)(2)(i)③】                   |             |

|    |  |                  |
|----|--|------------------|
| 2① | <p>国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間的事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)①】</p> | 同意を要しない<br>協議を許容 |
| 2② | <p>地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)②】</p>   |                  |
| 2③ | <p>事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)③】</p>  |                  |
| 2④ | <p>同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)④】</p>  |                  |
| 2⑤ | <p>同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重畳的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑤】</p>                |                  |
| 2⑥ | <p>私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑥】</p>  |                  |
| 3d | <p>刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (d)】</p>   | 許可・認可・承認を許容      |
| 3e | <p>公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (e)】</p>   |                  |
| 3f | <p>補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (f)】</p>   |                  |
| 3g | <p>法人の設立に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (g)】</p>  |                  |
| 3h | <p>国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii) (h)】</p>  |                  |
| 3① | <p>私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)①】</p>  |                  |

|                      |   |               |
|----------------------|---|---------------|
| 4①                   | 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、 <u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u><br>【(b)(2)(iv)①】  | 意見聴取を許容       |
| 5①                   | 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、 <u>事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</u><br>【(b)(2)(v)①】  | 事前報告・届出・通知を許容 |
| 6①                   | 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合<br>【(b)(2)(vi)①】   | 事後報告・届出・通知を許容 |
| 6②                   | 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合<br>【(b)(2)(vi)②】  |               |
| 2※<br>4※<br>5※<br>6※ | 第〇章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ2※、4※、5※、6※と記載。 |               |

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講ずべき措置」欄で、2※、4※、5※、6※と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。



| 分野 | 通番 | 法律              | 条     | 項   | 見直し対象    | 講ずべき措置 | 備考 |
|----|----|-----------------|-------|-----|----------|--------|----|
| 21 | 1  | 社会福祉法           | 第14条  | 第8項 | 同意協議(知事) | 2①     |    |
|    |    |                 | 第73条  | 第1項 | 許可(知事)   | ×      |    |
| 21 | 13 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 第133条 | 第2項 | 協議(知事)   | ×      |    |
| 22 | 1  | 国民健康保険法         | 第12条  |     | 協議(知事)   | ×      |    |

## 別表3の凡例

### (c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、以下のとおりである。

#### (1)「講ずべき措置」欄が「×」の場合

| 整理記号 | 意味  | 具体的に講ずべき措置<br>(「講ずべき措置」欄が「×」の場合)   |
|------|---|--|
| c2   | 計画等の策定及びその内容  | 次のいずれかの措置を講ずる<br>・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<br>・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化 |
| cb   | 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為） | 廃止   |
| c3   | 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）             | 廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化   |
| c4   | 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け                              | 廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化   |
| c5   | 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け          | 廃止又は例示化  |

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

| 整理記号 | 「講ずべき措置」欄の記号 | 本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応）<br>【 】内は本文の記述箇所   | 具体的に講ずべき措置   |
|------|--------------|--|--|
| c2   | ①            | 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合<br>【(c)(2)①】   | 計画等の策定及び内容(①～③に係る部分)の義務付けの存置を許容  |
|      | ②            | 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合<br>【(c)(2)②】   |  |
|      | ③            | 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合<br>【(c)(2)③】   |  |
|      | ④            | 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合<br>【(c)(2)④】   | 次のいずれかの措置を講ずる<br>・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<br>・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化<br>・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化 |
| cb   | 別表2(b)の表中記号  | 議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手續を義務付けているものうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様<br>【(c)(3)第一段落】 | (b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ<br>「別表2の凡例」を参照   |
| c3   | ①            | 当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合<br>【(c)(3)①】   | (①の場合)<br>議決、同意の存置を許容<br>(①～④の場合)  |
|      | ②            | 具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合<br>【(c)(3)②】   | 協議・調整・意見聴取等の存置を許容  |

|    |   |  |                 |
|----|---|--|-----------------|
|    | ③ | 地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合<br>【(c)(3)③】                                       |                 |
|    | ④ | 地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合<br>【(c)(3)④】 |                 |
| c4 | ① | 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合<br>【(c)(4)①】                                   | 公示・公告・公表等の存置を許容 |
|    | ② | 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合<br>【(c)(4)②】  |                 |
|    | ③ | 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合<br>【(c)(4)③】  |                 |

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

| 分野 | 通番 | 法律   | 条      | 項    | 見直し対象                                     | (整理記号) | 講ずべき措置   | 備考  |
|----|----|--|--------|------|---|--------|--|---|
|    |    |  |        |      |   |        |  |   |
| 20 | 33 | 下水道の整備等に<br>伴う一般廃棄物処<br>理業等の合理化に<br>関する特別措置法 | 第3条    | 第2項  | 合理化事業計画の内容                                | c2     | ④(下水道の整備等に<br>伴う一般廃棄物処理業等の<br>事業の転換並びに経営の<br>近代化及び規模の適正<br>化、下水道等の整備等<br>により業務の縮小又は廃止<br>を余儀なくされる一般廃棄<br>物処理業等を行う者に対<br>する資金上の措置に係る<br>部分)<br>×(その他) |   |
| 20 | 44 | 医療法  | 第30条の4 | 第2項  | 医療計画の内容                                   | c2     | ①(10号~12号に係る部<br>分)<br>×(その他)  | メルクマールv:4号~8号<br>基準病床数の算定に当た<br>り独自に加減算できるよう<br>見直し |
|    |    |  | 第30条の4 | 第10項 | 学識経験者の団体の意見聴取                             | c3     | ②  |   |
|    |    |  | 第30条の4 | 第12項 | 医療計画の内容の公示                                | c4     | ①  |   |
|    |    |  | 第30条の6 | 第1項  | 医療計画の変更                                   | c2     | ×  |   |
| 20 | 45 | 救急医療用ヘリコ<br>プターを用いた救<br>急医療の確保に<br>関する特別措置法  | 第5条    | 第1項  | 医療計画に定める救急医療用ヘ<br>リコプターを用いた救急医療の<br>確保の内容 | c2     | ×  | メルクマールv:2号  |
| 20 | 52 | 安全な血液製剤の<br>安定供給の確保等<br>に関する法律               | 第10条   | 第5項  | 献血推進計画の公表                                 | c4     | ×  |   |
| 21 | 1  | 社会福祉法  | 第20条   |      | 指導監督の計画の策定                                | c2     | ×  |   |
|    |    |  | 第107条  |      | 住民、福祉事業者等の意見反映                            | c3     | ②(社会福祉を目的とする<br>事業を営業者その他<br>社会福祉に関する活動<br>を行う者に係る部分)<br>×(その他)  |   |
|    |    |  |        |      | 市町村地域福祉計画の内容の<br>事前公表                     | c4     | ×  |   |
|    |    |  | 第108条  |      | 住民等の意見反映                                  | c3     | ×  |   |
|    |    |  |        |      | 都道府県地域福祉支援計画内<br>容の事前公表                   | c4     | ×  |   |
| 21 | 3  | 民生委員法  | 第18条   |      | 民生委員の指導監督の計画の<br>策定                       | c2     | ×  |   |
| 21 | 5  | 次世代育成支援対<br>策推進法                             | 第8条    | 第1項  | 市町村行動計画の策定                                | c2     | ×  |   |
|    |    |  | 第8条    | 第2項  | 市町村行動計画の内容                                | c2     | ×  |   |
|    |    |  | 第8条    | 第3項  | 住民の意見反映                                   | c3     | ×  |   |
|    |    |  | 第8条    | 第4項  | 市町村行動計画の公表                                | c4     | ×  |   |
|    |    |  | 第8条    | 第5項  | 市町村行動計画に基づく措置の<br>実施状況の公表                 | c4     | ×  |   |
|    |    |  | 第8条    | 第6項  | 市町村行動計画の公表方法                              | c5     | ×  |   |
|    |    |  | 第9条    | 第1項  | 都道府県行動計画の策定                               | c2     | ×  |   |
|    |    |  | 第9条    | 第2項  | 都道府県行動計画の内容                               | c2     | ×  |   |
|    |    |  | 第9条    | 第3項  | 住民の意見反映                                   | c3     | ×  |   |

| 分野     | 通番  | 法律              | 条      | 項   | 見直し対象                  | (整理記号) | 講ずべき措置                   | 備考 |
|--------|-----|-----------------|--------|-----|------------------------|--------|--------------------------|----|
|        |     |                 |        |     |                        |        |                          |    |
| 21     | 5   | 次世代育成支援対策推進法    | 第9条    | 第4項 | 都道府県行動計画の公表            | c4     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第9条    | 第5項 | 都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表 | c4     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第9条    | 第6項 | 都道府県行動計画の公表方法          | c5     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第19条   | 第1項 | 特定事業主行動計画の策定           | c2     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第19条   | 第2項 | 特定事業主行動計画の内容           | c2     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第19条   | 第3項 | 特定事業主行動計画の公表           | c4     | ×                        |    |
| 21     | 6   | 児童福祉法           | 第18条の2 |     | 児童委員の研修の計画の策定          | c2     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第56条の8 | 第1項 | 市町村保育計画の策定             | c2     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第56条の8 | 第2項 | 住民の意見反映                | c3     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第56条の8 | 第3項 | 市町村保育計画の公表             | c4     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第56条の8 | 第4項 | 市町村保育計画実施状況の公表         | c4     | ×                        |    |
|        |     |                 |        |     | 市町村保育計画の公表方法           | c5     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第56条の9 | 第1項 | 都道府県保育計画の策定            | c2     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第56条の9 | 第2項 | 住民の意見反映                | c3     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第56条の9 | 第3項 | 都道府県保育計画の公表            | c4     | ×                        |    |
| 第56条の9 | 第5項 | 都道府県保育計画実施状況の公表 | c4     | ×   |                        |        |                          |    |
|        |     | 都道府県保育計画の公表方法   | c5     | ×   |                        |        |                          |    |
| 21     | 10  | 母子及び寡婦福祉法       | 第12条   | 第1項 | 母子福祉団体その他関係者の意見反映      | c3     | ②(母子福祉団体に係る部分)<br>×(その他) |    |
|        |     |                 |        |     | 母子家庭及び寡婦自立促進計画内容の事前公表  | c4     | ×                        |    |
| 21     | 12  | 老人福祉法           | 第20条の8 | 第1項 | 市町村老人福祉計画の策定           | c2     | ②                        |    |
|        |     |                 | 第20条の8 | 第2項 | 市町村老人福祉計画の内容           | c2     | ②(1号に係る部分)<br>×(その他)     |    |
|        |     |                 | 第20条の8 | 第3項 | 市町村老人福祉計画内容における勘案事項    | c2     | ②                        |    |
|        |     |                 | 第20条の8 | 第5項 | 市町村老人福祉計画内容における勘案事項    | c2     | ×                        |    |
|        |     |                 | 第20条の8 | 第8項 | 都道府県の意見聴取              | cb     | 4①(1号に係る部分)<br>×(その他)    |    |
|        |     |                 | 第20条の9 | 第1項 | 都道府県老人福祉計画の策定          | c2     | ①                        |    |
|        |     |                 | 第20条の9 | 第2項 | 都道府県老人福祉計画の内容          | c2     | ①(1号に係る部分)<br>×(その他)     |    |
|        |     |                 | 第20条の9 | 第3項 | 都道府県老人福祉計画策定における勘案事項   | c2     | ①                        |    |

## 条例委任する場合の基準設定の類型

|                   | 「参酌すべき基準」型  | 「標準」型   | 「従うべき基準」型   |
|-------------------|---|---|---|
| 法的効果              | ○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準<br>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない                           | ○「標準」とは、通常よるべき基準<br>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない     | ○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準<br>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない                               |
| 異なるものを定めることの許容の程度 | 法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容   | 法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容 | 法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容                            |
| 備考                | 「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範）<br>⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法<br><br>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ | 「標準」と異なる内容について説明責任<br>⇒ 合理的な理由がない場合は違法<br><br>「準則」も同じ     | 「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任<br>⇒ 基準の範囲を超える場合は違法<br><br>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ |

|                                      |             |
|--------------------------------------|-------------|
| 第4回社会保障審議会<br>少子化対策特別部会<br>保育第二専門委員会 | 参考資料<br>4-2 |
| 平成21年10月30日                          |             |

## 重野安正議員(社民)に対する福島大臣答弁概要 (H21.10.29(木)衆・本会議)

○ 保育所の最低基準の地方への権限移譲についてお尋ねがありました。「地方分権」の趣旨や基本的方向性については理解しております。また、保育所待機児童の解消、これももちろん必要です。しかし、保護者や保育関係者のみなさんから、保育の質をどう保つのかという懸念もあります。保育環境や保育の質の確保は未来の子ども達、これはまさに重要なことです。

ですから、「地方分権の推進」という観点のみで、早急に結論を出すのではなく、「保育所待機児童の解消」、「保育の質の確保」、「財源の確保」、そして「地方分権」の4つの項目についてしっかり検討を行い、知恵を絞っていく必要があります。

賃貸物件を活用した分園方式の活用、少人数の保育所の認可、保育ママの拡充、学校の空き教室の利用など、既存の社会資源の活用や多様な保育サービスを拡充するよう工夫をまいります。

(※雇用均等・児童家庭局において聞き取った内容を起こしたもの)



少子化担当大臣  
福島瑞穂 様

## 今後の少子化対策についての要請

これまで家庭、地域、職域が果たしてきた家族形成・子育て支援の機能が大きく低下した結果、結婚や出産・子育てを希望しても、実現が難しい社会となり、多くの人々が様々な困難に直面しています。また、戦後最悪の不況により、国民の経済的不安も広がっています。一刻も早く、社会全体で家族形成・子育てを支える仕組み——子育てセーフティネット——を整備・強化して、誰もが希望すれば家族形成・子育てできる社会にすることが望まれます。

我々は、今年6月に「みんなの”少子化対策～子どもへの投資が未来を支える 子育てセーフティネットの強化を！～」と題する提言を行いました。その提言に加え、下記の点にもご留意の上、今後の少子化対策および「子ども・子育てビジョン（仮称）」（新たな少子化社会対策大綱）の策定に取り組まれることを要望します。

### 記

1. 若者の自立、結婚、子育て、子の巣立ちまで、「ライフサイクル全体」を総合的に支援すること。
2. 子どもを主人公とし、多様な家族形態に加えて、親の就労の有無や所得の多寡にかかわらず、すべての子どもの育ちと子育てを、ライフサイクル全体を通じて社会的に支えること。
3. 「子ども手当」などの「現金支援」と保育・教育などの「現物支援」を車の両輪としてバランスよく拡充すること。
4. 男性の子育て参加を促進すると同時に、妊娠や出産などのライフイベントに直面しても女性が就業継続を選択できる働き方の改革やワーク・ライフ・バランス支援を推進すること。
5. 若い世代が、安心して結婚・出産・子育てできる経済基盤を確立できるように、雇用機会の創出や雇用対策の充実など正規・非正規を問わず労働条件の改善すること。

6. 都市部を中心とした保育サービス需要の急増に応えるため、認可保育所の拡充はもちろんのこと、認可外施設の質向上、保育ママの普及、幼保一元化の推進、病児保育や一時保育など多様な保育ニーズの充足を図ること。
7. 拡充する少子化支援のための財源を安定的に確保するために、新たな「負担のありかた」を国民に提示し、国民的な合意形成を図ること。
8. 各省庁に機能分散している少子化対策を一元的に担う「子ども・家庭省（仮称）」を創設すること。

以上

平成 21 年 10 月 23 日

安藤 哲也  
勝間 和代  
佐藤 博樹  
松田 茂樹  
宮島 香澄

※この全員は、平成 21 年 1 月から 6 月までに開催された「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」のメンバーである。

## 「参入の仕組みに関する意見」

株式会社 J P ホールディングス

山口 洋

今回の制度改革は多様な保育需要の拡大に対応するため、質の確保されたサービスのスピード感ある拡充を図ることが大命題である。同時に限られた税金を投入されることから、効率的かつ効果のある制度にしなければならないと考える。

### ○ 多様なニーズへの対応について

従来の自治体、社会福祉法人中心の保育所運営に加え、多様な経営主体の参入を促すことにより、より多様なニーズへの対応が広がると考える。

※ 一時保育、休日保育、夜間保育などへの対応

### ○ 量的拡大について

株式会社などが既にもっている資源を活用することにより、スピード感ある拡充が可能になると考える。

大規模な組織を持つ株式会社などには資金、人材募集力、研修制度、労務管理能力が既に備わっている。これら既存の資本を活用することで、スピード感ある施設の拡充の要請に応えることが出来る。

⇒しかしながら、現行制度では多様な事業主体は参入できるが、様々な制約のため十分なインセンティブが働かないために参入が進んでいない。

### ○ 社会福祉会計について

株式会社では施設ごとに損益計算書を作成し、施設の会計管理をしているが、認可保育所の場合は社会福祉会計を強いられるため、企業会計から勘定科目の異なる社会福祉会計に翻訳しなければならず、その労力が膨大である。

### ○ 配当について

株式会社（特に上場企業）の場合、社会的インフラである株式市場の活用は極めて効率的である。株式市場より調達した資金は元本返済の義務はない。安定的に資金調達するために一定の配当を支払うが、これも銀行などの間接金融の利息と比べ、事業者は有利な方の選択が出来る。配当は銀行に対する支払いよりはるかに有利な利払いであると考えられる。

○ 運営費の使途制限について

余剰金の使途制限があるため配当に資金を振り分けられないばかりか、初期費用の回収もできない。たとえば大規模事業者の場合、一つの事業が採算ラインに到達するまで3年程度を目途にしている。その間の赤字をそれ以降の収益で回収することを考えるが、使途制限により、保育事業を行うことによってリスクだけ負い回収できないため、参入するインセンティブが働かない。

また余剰金といっても最低基準をクリアした上で、捻出された利益であり、いわば事業者の努力の結果である。当該事業は人件費の占める割合が高く、また事業規模が大きくなれば更に人件費比率が増大する。一方で事業規模が拡大した場合、事務部門などの間接経費比率や遊具購入費、食材費、教材費などの調達コストが大幅に低下することによって、運営効率を上げ余剰金を増大することができる。

特に株式会社の場合、使途制限をなくせば、創意工夫やコスト削減の努力の結果捻出した余剰金の約半額は税金として財政に還流され、残りのうち一定額をリスク対応の（事業継続の）保険として積み立てた後、人材育成や質の向上のために本部経費として、直接的、間接的に研究開発に自由に余剰金を振り向けられる。

そもそも最低基準が守られる前提であれば、使途制限してもしなくとも一緒であり、これ以上を質の向上を望むのであれば、更に基準を揚げるしかないのではないか！

## 平成22年度予算概算要求について (厚生労働省)

### <一般会計>

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| <b>平成22年度概算要求</b>  | <b>288,894億円</b> |
| 平成22年度概算要求額(8月要求額) | 264,133億円        |
| 対8月要求増減額           | 24,761億円         |
| 平成21年度予算額          | 251,568億円        |
| 対前年度増減額            | 37,325億円         |

### <特別会計>

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| <b>平成22年度概算要求額</b> | <b>814,139億円</b> |
| 平成22年度概算要求額(8月要求額) | 817,320億円        |
| 対8月要求増減額           | ▲3,181億円         |
| 平成21年度予算額          | 800,080億円        |
| 対前年度増減額            | 14,060億円         |

### <財政投融资>

|                  |                |
|------------------|----------------|
| <b>平成22年度要求額</b> | <b>4,893億円</b> |
| 平成22年度要求額(8月要求額) | 5,415億円        |
| 対8月要求増減額         | ▲522億円         |
| 平成21年度計画額        | 5,368億円        |
| 対前年度増減額          | ▲475億円         |

## (特別会計の内訳)

### 【労働保険特別会計】

|            |          |
|------------|----------|
| 平成22年度概算要求 | 49,049億円 |
|------------|----------|

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 平成22年度概算要求額(8月要求額) | 48,580億円 |
|--------------------|----------|

|          |       |
|----------|-------|
| 対8月要求増減額 | 469億円 |
|----------|-------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 平成21年度予算額 | 34,438億円 |
|-----------|----------|

|         |          |
|---------|----------|
| 対前年度増減額 | 14,611億円 |
|---------|----------|

### 【年金特別会計】

|             |           |
|-------------|-----------|
| 平成22年度概算要求額 | 765,091億円 |
|-------------|-----------|

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 平成22年度概算要求額(8月要求額) | 768,740億円 |
|--------------------|-----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 対8月要求増減額 | ▲3,649億円 |
|----------|----------|

|           |           |
|-----------|-----------|
| 平成21年度予算額 | 763,591億円 |
|-----------|-----------|

|         |         |
|---------|---------|
| 対前年度増減額 | 1,500億円 |
|---------|---------|

※ 国立高度専門医療センター特別会計(平成21年度予算1,547億円)及び船員保険特別会計(平成21年度予算503億円)については、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条の規定に基づき、国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度の末日、船員保険特別会計は日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日の前日までの期間に限り設置することとされているため、平成22年度予算の概算要求は行わない。

※ 計数については、整理上、変動があり得る。

## (主な新規要求事項)

### 1. 子ども手当の創設等 21, 279億円

- ・ 中学校修了までの子ども1人当たり月額1万3000円の子ども手当を支給する(10月/12月分を計上。22, 554億円)。

また、児童手当制度の廃止に伴い、同手当の国庫負担(2,066億円)を削減するとともに、事務費を一般会計で要求。

なお、児童育成事業に相当する事業についても、一般会計に振り替えた上で事項要求。

※ 事業主負担や地方公共団体の負担、児童育成事業など制度のあり方や経費の取り扱いについては、予算編成過程において検討する。

### 2. 年金記録問題への対応 1, 779億円

- ・ コンピュータ記録と紙台帳の全件照合など年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置づけ、平成22・23年度の2年間に集中的に実施する。

### 3. 雇用保険制度の見直し 2, 681億円

#### ① 雇用保険の適用範囲の見直し 234億円

- ・ 非正規労働者に雇用保険の適用範囲を拡大することに伴い増加する失業等給付に係る国庫負担。

#### ② 国庫負担を法律の本則 25%に戻す 2, 407億円

- ・ 現在、給付費の13.75%とされている雇用保険の国庫負担について、本来の負担割合である25%に戻す。

#### ③ 非自発的失業者の医療保険料の軽減 40億円

- ・ 国民健康保険に加入する非自発的失業者の医療保険料(税)について、失業後の一定期間、在職中の医療保険料水準と同程度となるよう軽減する。

※ 以上のほか、以下の事項については、年末までの予算編成過程において検討(事項要求)

#### ① 生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給

#### ② 保育所待機児童等の解消

#### ③ 診療報酬改定

#### ④ 高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等

#### ⑤ 新型インフルエンザへの万全の対応

#### ⑥ がん対策の拡充

#### ⑦ 肝炎対策の拡充

#### ⑧ 障害者自立支援法廃止に関して利用者負担を軽減

#### ⑨ 緊急雇用対策

#### ⑩ 協会けんぽ国庫負担割合の引上げ

#### ⑪ 年金国庫負担の繰延べ等の返済